

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第1回）の実施結果について

1 協議テーマ

「住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた『総合的な防火防災診断』の在り方」について

2 開催日時

平成29年8月29日（火） 10時00分から12時00分まで

3 開催場所

千代田区六丁目6番地

東京消防庁スクワール麹町 5階会議室A

4 議事概要等

(1) 議事

ア 第14期東京都住宅防火対策推進協議会のテーマ設定背景について（資料1-1、1-2、1-3）

イ 総合的な防火防災診断の実施状況と課題について（資料2、3-1、3-2）

ウ 今後の方向性について（資料4）

エ アンケートの実施について（資料5-1、資料5-2）

オ その他

(2) その他

ア 会議資料は別添え1のとおり

イ 議事録については別添え2のとおり

平成29年8月29日
於：スクワール麴町

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第1回）次第

1 開 会

2 防災部長あいさつ

3 委員紹介

4 会長選出

5 会長あいさつ

6 会長代行の指名

7 運営要綱の承認

8 議 事

(1) 第14期東京都住宅防火対策推進協議会のテーマ設定背景について

(資料1-1、1-2、1-3)

(2) 総合的な防火防災診断の実施状況と課題等について

(資料2、3-1、3-2)

(3) 今後の方向性について (資料4)

(4) アンケートの実施について (資料5-1、資料5-2)

(5) その他

9 閉 会

配布資料

- 第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿
- 席次表
- 第14期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱（案）
- 資料1-1 第14期東京都住宅防火対策推進協議会テーマ設定趣旨
- 資料1-2 要配慮者世帯を対象とした総合的な防火防災診断について
- 資料1-3 総合的な防火防災診断の奏功事例
- 資料2 総合的な防火防災の実施状況と課題
- 資料3-1 住宅火災による死者の生活環境からみた危険度の高い対象の分析
- 資料3-2 資料3に関する分析データ
- 資料4 今後の方向性
- 資料5-1 総合的な防火防災診断実施に関するアンケート（消防署用）
- 資料5-2 避難行動要支援者名簿の活用に係るアンケート（区市町村用）

第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

	氏名	職名等
委員	伊東 貴志	足立区 福祉部高齢福祉課長
委員	衛藤 和夫	一般社団法人日本ガス石油機器工業会 消費者関連グループマネージャー
委員	金子 健一	一般社団法人日本電機工業会 家電部担当次長
委員	川井 誉久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会地域福祉部長
委員	川島 俊二	台東区 総務部危機・災害対策課長
委員	城所 学	多摩市 総務部防災安全課長
委員	三本木 初榮	立川女性防火の会 会長
委員	塩川 隆史	NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	下川 明美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会 会長 (全国自治会連合会副会長・板橋区町会連合会会長)
委員	傳 智則	東久留米市 福祉保健部介護福祉課長
委員	花澤 清史	東京ガス株式会社 お客さま保安部機器保安グループ リーダー
委員	飛田 和俊明	渋谷区 危機管理対策部防災課長
委員	平田 京子	日本女子大学 家政学部住居学科教授
委員	廣井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻准教授
委員	牧野 史子	NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長
委員	松尾 光恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	松丸 晃	東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット総務・法務室防災グループマネージャー部長
委員	八木 良次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部地域生活支援課長
委員	山崎 登	NHK解説委員
委員	藁谷 賢代	大田区地域包括支援センター大森 所長
委員	鈴木 浩永	東京消防庁 防災部長
委員	岡本 透	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第1回）席次表

平成29年8月29日（火）
 東京消防庁スクワール麹町（5階会議室）

- 牧野委員
 （介護者サポートネットワークセンター
 アラジン 理事長）
- 塩川委員
 （東京都介護支援専門員研究協議会
 理事）
- 山崎委員
 （NHK解説委員）
- 平田委員
 （日本女子大学家政学部住居学科教授）
- 鈴木委員
 （東京都町会連合会 会長）
- 三本木委員
 （立川女性防火の会会長）

	○	○	○	○	○	
川井委員 （東京都社会福祉協議会 地域福祉部長）	○					衛藤委員 （日本ガス石油機器工業会 管理グループマネージャー）
松尾委員 （東京都民生児童委員連合 会常任協議員）	○					金子委員 （日本電機工業会 家電部担当次長）
藁谷委員 （大田区地域包括支援セン ター大森 センター所長）	○					花澤委員 （東京ガス（株）お客様保安部 機器保安グループリーダー）
伊東委員 （足立区 高齢福祉課長）	○					松丸委員 （東京電力ホールディングス （株）総務・法務室防災グルー プマネージャー 部長）
傳委員 ※代理 松下係長 （東久留米市 介護福祉課長）	○					下川委員 （東京都福祉保健局 在宅支援課長）
川島委員 （台東区 危機・災害対策課長）	○					八木委員 （東京都福祉保健局 地域生活支援課長）
飛田和委員 （渋谷区 防災課長）	○					鈴木委員 （東京消防庁 防災部長）
城所委員 （多摩市 防災安全課長）	○					岡本委員 （東京消防庁 参事兼防災安全課長）

	事務局	
--	-----	--

- （東京消防庁防災安全課生活安全担当主任）
- （東京消防庁防災安全課生活安全担当係長）
- （東京消防庁防災安全課防災福祉係長）
- （東京消防庁防災部副参事）

第14期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、東京消防庁防災安全に関する規程事務処理要綱第25、2、（1）に基づき、第14期東京消防庁住宅防火対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項について定めるものとする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた「総合的な防火防災診断」の在り方について
- （2）その他住宅火災予防対策の推進上必要な事項に関する事

（委員の任期）

第3条 委員の任期は平成31年3月31日とする。

（会議等の公開）

第4条 協議会、並びに会議に係る資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、議事の円滑な進行に支障が発生すると予想される場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

第14期住宅防火対策推進協議会テーマ設定趣旨

協議テーマ

住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた
「総合的な防火防災診断」の在り方について

平成23年に発生した東日本大震災や、これまでの大規模災害、今後の高齢化の進展を踏まえて第20期火災予防審議会（平成23年度から平成24年度）において「大規模災害時に備えた災害時要配慮者の被害低減方策」について諮問された。

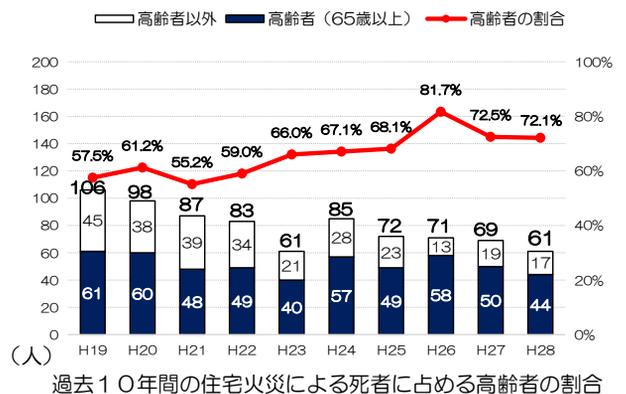
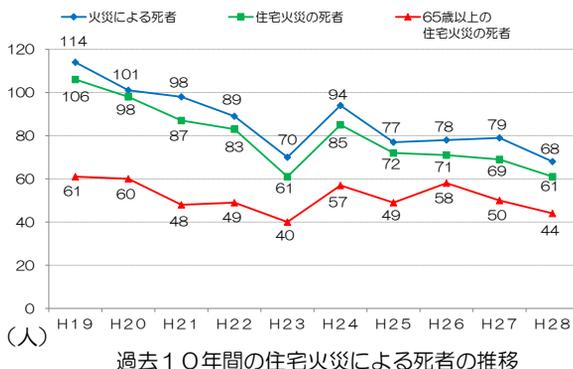
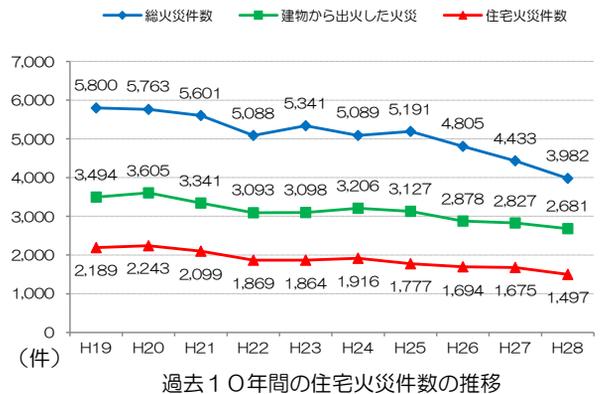
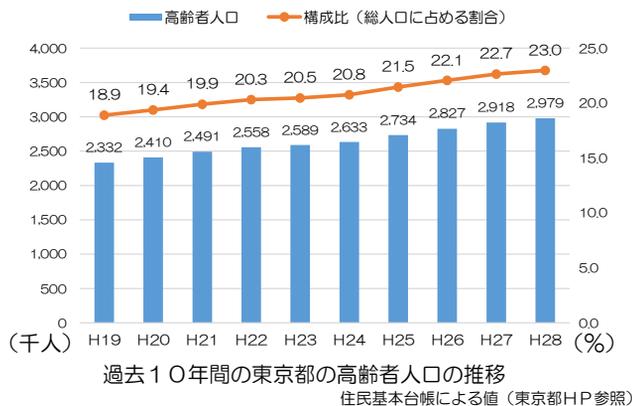
その方策の一つとして要配慮者世帯に対する防火防災診断を推進し、生活の安全化を平常時から推進することが被害低減につながるとの提言を受け、東京消防庁では平成25年度から、要配慮世帯を対象とした「総合的な防火防災診断」を推進している。

さらに、第12期住宅防火対策推進協議会（平成26年度から平成27年度）において「住宅火災における高齢者の被害低減対策について」検討し、住宅火災における死者の約7割を占める高齢者の被害を低減するためには、高齢者が火災を起さないための環境作りに必要な支援を推進していく必要があると提言を受け、総合的な防火防災診断の充実強化を積極的に推進しているところである。

これまで実施した総合的な防火防災診断による奏功事例も数多く確認され、住宅火災件数も減少傾向にあり、その要因の一つとして総合的な防火防災診断は一定の効果があると言える。

しかし、住宅火災による死者の状況を見ると、住宅火災による死者数が過去10年間ほぼ横ばいであることなど、住宅火災の死者の低減には結びついていない。

東京都では、高齢化率が年々高まっていることや、住宅火災による死者に占める高齢者の割合は平成26年以降、7割以上であることなどから、住宅火災による一層の被害低減に向けた、より実効性のある総合的な防火防災診断を実施していくために検討を実施するものである。



要配慮者世帯を対象とした総合的な防火防災診断について

総合的な防火防災診断とは

総合的な防火防災診断とは、消防職員が高齢者や障害者等のご自宅を訪問し、火災、震災、家庭内事故による被害の発生危険について診断するとともに、その改善方法のアドバイスなどを行うものです。

実施に係る標準的な手順

1 関係機関との申合せ

消防署と連携する関係機関

- 区市町村の防災関係課・福祉関係課
- 地域包括支援センター、社会福祉協議会
民生児童委員、ケアマネージャー等福祉関係者
- 町会自治会
- 消防団、女性防火組織
- 電気・ガス事業者等

2 対象（要配慮者）世帯の抽出

対象（要配慮者）世帯の抽出方法

- 避難行動要支援者名簿を活用し抽出
- 上記以外の名簿等を活用し抽出
- 福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼
- 区市町村の窓口における対象世帯の抽出依頼
- 緊急通報システム等利用者から対象世帯を抽出
- 一斉戸別訪問の結果に基づく対象世帯の抽出
- その他（自治会や町会へ依頼する）

3 実施スケジュールの調整

- 診断対象者、連携機関とのスケジュール調整

4 危険度判定手法※に基づく防火防災診断の実施

※危険度判定手法

客観的なデータに基づく危険要因から診断項目を設定し、各診断項目の評価結果から各家庭の危険度判定を行う手法

各診断項目は、火災・震災・家庭内事故のいずれか及び発生危険度・対応難度のいずれかに属しており、評価結果によりランク付けし、関係する機関へ情報提供する際の資料として活用することができます。

5 実施結果の記録・管理、関係機関への情報提供 ⇒改善促進

総合的な防火防災診断の実施要領

①対象世帯宅への訪問

一世帯あたり概ね30分程度で、原則として対象者宅に立ち入って実施します。

②主な診断項目

火災

火災発生危険（放火・たばこ・ストーブ・コンロ・家電・電気配線等）、住宅用火災警報器、消火器等の有無、維持管理状況、火災発生時の対応に係る意識等

震災

家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況、地震発生時の意識・行動、避難場所の知識、非常持ち出し品の準備、町会自治会との関わり等

家庭内事故

転倒事故危険、浴室内事故危険、熱中症対策に係る意識・対策実施状況
一酸化炭素中毒事故危険等

③診断結果の説明、対策のアドバイス

その場で対象者に「総合的な防火防災診断結果のお知らせ」を作成し交付します。本表は診断に基づき、改善項目を示し、継続的な防火防災対策の実施を促すものとしています。

④関係機関との情報共有

個々の結果については、必要に応じて連携する関係機関と情報を共有し、各種情報サービスの提供による生活環境の改善や見守り活動の一助としてもらうなど、連携体制の充実につなげていきます。



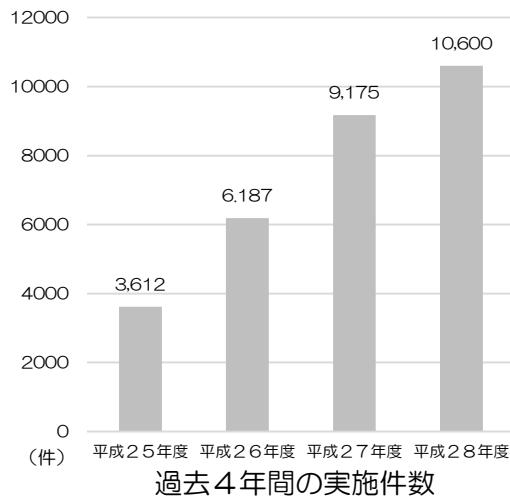
これまでの取組み事例

消防職員による主な取組み事例
たこ足配線について注意喚起するとともに、スイッチ付コンセントと交換し、出火防止を図った。
コンセントに差し込まれているプラグにほこりがたまっていたため、清掃を行いトラッキング防止を図った。
屋外に放置されていた枯草等の移動・整理整頓を指導し、放火危険を未然に防いだ。
人通りの少ない路地に面した部分に置いてあったごみバケツを生垣の内側に移動させた。
一人暮らしの高齢女性宅において、過去に殺虫剤で鳴動した住宅用火災警報器を取り外したままだったので取り付けた。
一人暮らしの高齢女性宅で診断を実施中、住宅用火災警報器の汚れが激しいことから警報器を取り外し汚れを除去した。
家具類の転倒危険があったため転倒防止措置を促すとともに、ベッドの配置を変更した。
地域包括支援センター、民生児童委員等との連携
鍋の空焚きで消防隊が出場した聴覚障害者宅を、地域包括支援センター・民生児童委員と連携して総合的な防火防災診断を実施した。その後、建物所有者に定期的に連絡をとり聴覚障害者対応住宅用火災警報器の設置指導を行った。
地域包括支援センター職員と連携して実施した対象者宅の大型タンスが未固定だったため、同行したセンターの見守り支援担当者に詳しく固定方法を伝えたと、後日、担当者からボール式とストッパー式を活用した家具の固定を実施した。
地域包括支援センターより、火災危険の高い独居高齢者について連絡を受け、総合的な防火防災診断を実施した。
住宅用火災警報器が一部設置であったことから、住宅用火災警報器の効果を説明した。その後、民生委員を通じて購入してもらい、全部設置に至った。
前回の診断でC判定だった対象者に対し、地域包括支援センターと連携した改善指導を行い、住宅用火災警報器及び家具転倒防止器具の設置に至った結果、A判定に改善された。
区市町村等との連携
区住宅課に依頼し、管内の区営高齢者専用住宅に対し、総合的な防火防災診断を実施することができた。
聴覚障害高齢者世帯に対し、市の高齢福祉課と連携し、筆談で診断を実施した。住宅用火災警報器と連動した赤色回転灯を適正な場所へ設置するように指導した。
市から外国人世帯への総合的な防火防災診断の実施依頼があり、福祉総務課職員と通訳を同行し、総合的な防火防災診断を実施した。
緊急通報システム、民間緊急通報システム事業等との連携
診断を通して緊急通報システム登録者の緊急連絡先の確認を行えたことで連絡先が変わっていたケースや、緊急時により連絡が繋がりにくい先への変更ができた。
その他の関係機関との連携
ガスこんろ用のホースに油污れや若干の劣化が確認されたため、ガス職員が交換した。
ねずみにかじられたような跡の配線を発見し、火災発生の危険があるため、その場で東京電力職員により即時改修を行った。
たばこの喫煙場所が寝室となっていることから火災の発生危険があることを強く指導し、後日ケアマネージャー等により確認したところ改善されていた。
毎月1回絆ネットワークとして高齢者宅を訪問している中学生と合同で総合的な防火防災診断を実施した。
ケアマネージャーの依頼で、総合的な防火防災診断を実施しようとしたものの本人に拒否された。しかし、出火の危険性が高い居住環境だったため、後日、法定後見人立会いのもと、総合的な防火防災診断を実施し、適正な管理について指導した。
実施における工夫
ぼや火災を起こした高齢者に対し、早期に市の担当者、地域包括支援センターと情報共有し、協力して総合的な防火防災診断を実施した。防火意識の高い時期に実施したことで、ケアマネージャーが常時立ち入れない部分にまで立ち入ることができるなど、効果的な防火指導となった。
火災誤報で火災出場した当該世帯が要配慮者世帯であり、ガスこんろ周りに可燃物が散乱するなど火災発生危険があった。後日、地域包括支援センター職員の下、総合的な防火防災診断を実施し、ガスこんろ周りの可燃物を除去し出火防止指導を行うとともに、区の支援事業を紹介し、ガスこんろからIH電磁調理器具に変更した。
名簿の活用
民生委員が参加する区内の各種会議において、一人暮らし高齢者見守り名簿を活用し総合的な防火防災診断を進めていく旨を説明し、協力及び情報提供を依頼した。
高齢化率の高い都営住宅、町会自治会等での集中実施
総合的な防火防災診断先の選定を町会、自治会に実施してもらい、紹介や同行をしてもらうことにより、円滑に推進することができた。

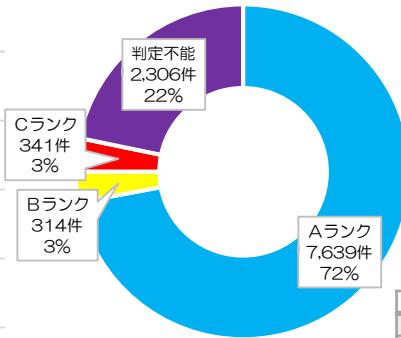
総合的な防火防災診断実施状況と課題

1 総合的な防火防災診断の実施状況等

(1) 実施件数 (危険度判定を行ったもの)



(2) 危険度ランク状況



総計10,600件中、危険度判定の結果、総合判定でAランクと判定されたものは7,639件、Bランクが3,141件、Cランクが341件、**玄関先で聞き取りのみ実施のため判定不能となったものが2,306件**であった。

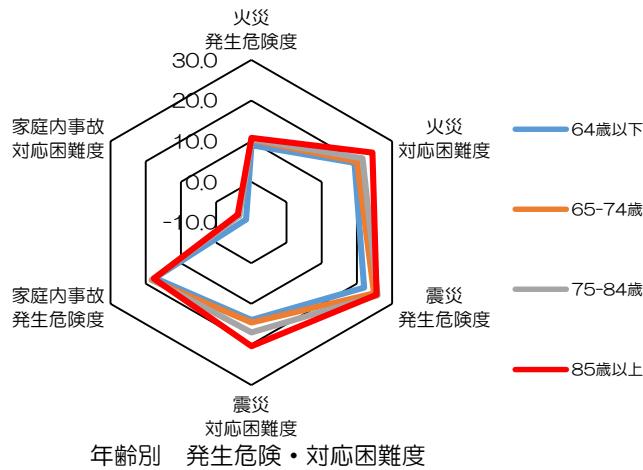
総合判定	危険性
Cランク	危険
Bランク	普通
Aランク	安全
判定不能	玄関先での聞き取り

(3) 実施対象者の状況別件数及び診断に基づく発生危険度・対応困難度*

○ 性別・年齢別

性別	
男性	女性
4,006件 (37.8%)	6,594件 (62.2%)

年齢				
64歳以下	65～74歳	75～84歳	85歳以上	不明
276件 (2.6%)	1,901件 (17.9%)	5,286件 (49.9%)	3,103件 (29.3%)	34件 (0.3%)

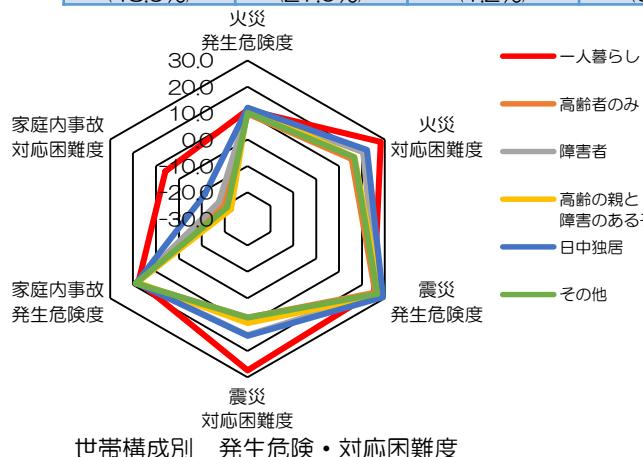


年齢別に比較すると、火災・震災発生危険度・対応困難度は全体的に高く、若干ではあるが**年齢が上がるにつれて**点数が高くなっていく傾向が見られる。

*対応困難度とは各災害が発生した場合、対応が困難な度合を示します。発生危険度とは火災・家庭内事故の発生する危険度、震災が起きた場合に火災や事故が発生する危険度のことをいいます。

○ 世帯構成別

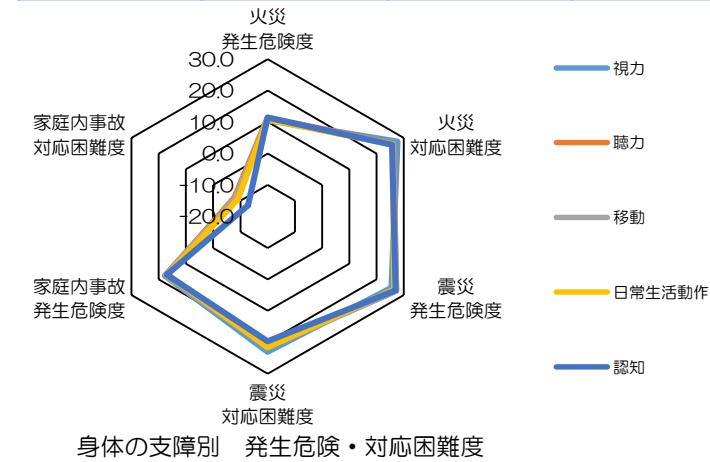
一人暮らし	高齢者のみ	障害者	高齢の親と障害のある子供	日中独居	その他	不明
5,187件 (48.9%)	2,863件 (27.0%)	129件 (1.2%)	82件 (0.8%)	293件 (2.8%)	1,687件 (15.9%)	359件 (3.4%)



世帯構成別に比較すると、**一人暮らし世帯**ではすべての項目の点数が高くなっており、次いで、日中独居世帯の点数が高くなっている。

○ 身体状況別

身体に何らかの支障あり				
3,737人(35.2%)				
内訳（複数項目該当者有）				
視力に支障あり	聴力に支障あり	移動に支障あり	日常生活動作（支援・介護の必要性）に支障あり	認知（日常の意思決定）に支障あり
656件 (6.2%)	1,360件 (12.8%)	2,942件 (27.8%)	1,890件 (17.8%)	678件 (6.4%)



身体の状態別に比較すると、すべての項目でほとんど差が見られなかったが火災・震災発生危険度・対応困難度は、全ての対象者が高い傾向にあった。

これまでの総合的な防火防災診断の実施状況から、実施件数は年々増加傾向にあり、危険度の高い対象への診断も実施している一方、約2割が玄関先での聞き取りであることや、身体状況に何らかの支障のある世帯に実施している割合が少ないことなど、真に診断を必要としている対象者に十分に診断が実施されていない可能性があり、より効果的な診断の実施が必要である。

2 対象世帯の抽出方法

推進している抽出方法	現状
避難行動要支援者名簿を活用し抽出	区市町村によって名簿が活用できない※
避難行動要支援者名簿以外の名簿等を活用し抽出	区市町村等によって対応に違いがある
福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼	区市町村等によって対応に違いがある
区市町村の窓口における対象世帯の抽出依頼	区市町村によって対応に違いがある
緊急通報システム等利用者から対象世帯を抽出	対象者が限定されている
一斉戸別訪問による対象世帯の抽出	時間と人員を要する、的確に対象者を抽出できない立入りができない可能性がある
その他（自治会や町会へ依頼する）	対象者が限定されている

*避難行動要支援者名簿の作成及び提供状況

支援者名簿作成状況	作成済み	39	
		災害時・平常時も活用可	28
未作成	災害時のみ活用可	6	
	消防署へ未提供	5	
作成中		0	
		13	

n=52区市町村

・区市町村によっては避難行動要支援者名簿の平常時の活用ができない。
 ・平常時に避難行動要支援者名簿が活用できても、名簿情報の提供に未同意の方もいる。
 ・区市町村や関係機関によって活用できる情報や範囲が異なっている。
 ・自治会に未加入である場合等は抽出対象とならない可能性がある。

⇒対象者の把握が困難である

東京消防庁管内における区市町村の避難行動要支援者名簿作成及び提供状況（平成28年4月1日現在）

3 診断後の把握

危険度の高い世帯は関係機関と連携し、継続して改善に向けた指導を行っている。

要配慮世帯は短期間で身体状況や、生活環境が変化する可能性が高いことから、診断結果が安全であっても継続した見守りを行っていく必要がある。

住宅火災による死者の生活環境等から 見た危険性が高い対象の分析（過去10年間）

1 世帯状況（資料3-2、図1、2参照）

世帯状況は、高齢者を含む世帯が多くを占めており、その中でも一人暮らし世帯が多い。また、一人暮らし世帯以外であっても出火時に一人であるものが多い。



危険性の高い対象
高齢者世帯
一人暮らし世帯及び日中独居

2 身体状況（資料3-2、図3、4、5参照）

身体状況は、どの項目においても約3割は身体上何らかの支障がある世帯で発生しており、高齢者を含む世帯がより割合が高い。



危険性の高い対象
身体上何らかの支障がある家族世帯

3 出火箇所（資料3-2、図6、7参照）

出火箇所は居室からの出火が最も多く、「たばこ」、「ストーブ」が原因とする住宅火災で死者が多く発生している。



危険性の高い対象
日常的に過ごす「居室」で喫煙習慣や火気を扱っている世帯

4 住居形態・建物構造

（資料3-2、図8から図19参照）

- 死者が発生した住宅火災は、「専用住宅」と「共同住宅」の割合はほぼ同程度である。
- 防火造・木造の割合が高い。
- 住宅用火災警報器等の設備がない割合が高い。
- 年数が経過した建物が多い。
- 低層の建物から出火した場合が多い。



危険性の高い対象
木造及び防火造の住宅
住宅用火災警報器等の設置がない建物
建築年数が経過した建物
低層の建物

5 住宅火災の生活環境等から見た危険性が高い対象

項目	危険性の高い対象
世帯状況	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者世帯 • 一人暮らし世帯及び日中独居世帯
身体状況	<ul style="list-style-type: none"> • 身体上何らかの支障がある家族世帯
出火箇所	<ul style="list-style-type: none"> • 日常的に過ごす「居室」で喫煙習慣や火気を扱っている世帯
住居形態 建物構造	<ul style="list-style-type: none"> • 木造及び防火造の住宅 • 住宅用火災警報器等の設置がない建物 • 建築年数が経過した建物 • 低層の建物

⇒危険性の高い対象に対する診断をより効果的に実施する必要がある。

世帯状況

図1：住宅火災による死者の家族構成別発生数（単位：人）

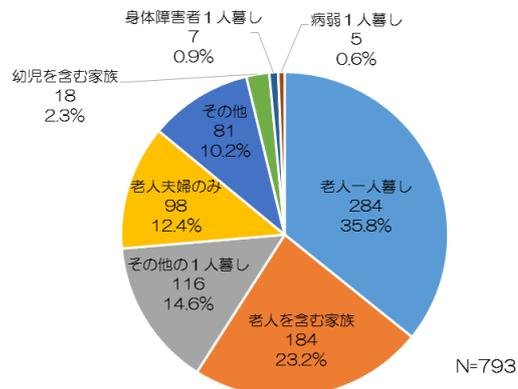


図2：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の出火時の状況」（クロス集計）（単位：人）

	出火時一人 (その他)	出火時一人 (家族別棟)	出火時一人 (家族留守)	出火時二人 以上	不明	総計
老人一人暮らし	271	9		1	3	284
老人を含む家族	2		52	126	4	184
その他の1人暮らし	113	1			2	116
老人夫婦のみ			32	66		98
その他	3		27	48	3	81
幼児を含む家族				18		18
身体障害者1人暮らし	7					7
病弱1人暮らし	5					5
総計	401	10	111	259	12	793

身体状況

図3：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の身体状況」（クロス集計）（単位：人）

	その他の 身体不自由者	身体障害者	非該当	不明	総計
老人一人暮らし	79	19	158	28	284
老人を含む家族	50	13	117	4	184
その他の1人暮らし	9		91	16	116
老人夫婦のみ	37	10	48	3	98
その他	7	2	69	3	81
幼児を含む家族			18		18
身体障害者1人暮らし	1	6			7
病弱1人暮らし	4		1		5
総計	187	50	502	54	793

※身体障害者とは身体障害者福祉法第4条に定めるもの。

図4：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の歩行状況」（クロス集計）（単位：人）

	寝たきり	非該当	不明 (身寄りなし)	不明 (聴取不能)	歩行障害 (寝たきりを除く)	総計
老人一人暮らし	4	157	12	14	97	284
老人を含む家族	8	115	1	2	58	184
その他の1人暮らし		87	8	9	12	116
老人夫婦のみ	8	50			40	98
その他		69	1	3	8	81
幼児を含む家族		18				18
身体障害者1人暮らし	1	1			5	7
病弱1人暮らし		1			4	5
総計	21	498	22	28	224	793

※寝たきりとは、病気や負傷により機能障害の程度が重く、他人の介護がなければ歩行等の日常生活ができない者または、ベッド等に常時寝たきりの状態にある者をいいます。

図5：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の疾病外傷の状況」（クロス集計）（単位：人）

	該当	非該当	不明 (身寄りなし)	不明 (聴取不能)	総計
老人一人暮らし	84	154	18	28	284
老人を含む家族	66	110	3	5	184
その他の1人暮らし	25	69	9	13	116
老人夫婦のみ	38	50	2	8	98
その他	15	60	3	3	81
幼児を含む家族		18			18
身体障害者1人暮らし	5	2			7
病弱1人暮らし	4	1			5
総計	237	464	35	57	793

※疾病外傷：死傷者が病気であったか、負傷していたかどうかについて該当するか否かについていいます。

病気であっても寝たきり以外のもの、他人の介護がなくても歩行できる等、日常生活ができる者が該当します。

出火箇所

図6：死者が発生した住宅火災の出火箇所（単位：件）

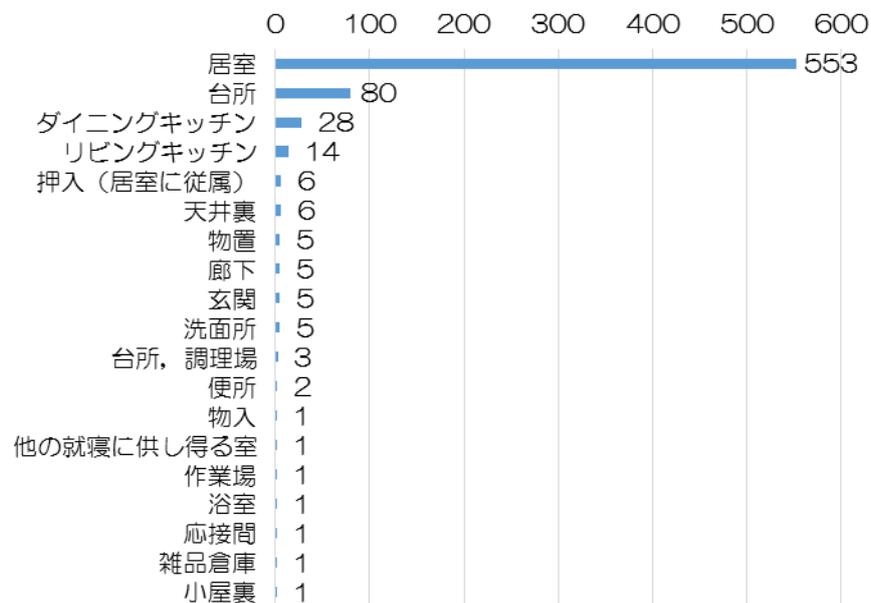


図7：死者が発生した住宅火災の出火箇所と出火原因（単位：件）

	コード	こんろ	ストーブ	その他	たばこ	ロウソク	火遊び	不明	放火	総計
居室	24	30	76	59	198	17	5	120	24	553
台所	3	40	7	3	2			24	1	80
ダイニングキッチン		8	3	4	7			5	1	28
リビングキッチン		3	1	3	1	1		5		14
押入（居室に従属）					1			2	3	6
天井裏				5				1		6
物置				2				1	2	5
廊下		1			2			1	1	5
玄関					1	1		1	2	5
洗面所			2	1	1			1		5
台所、調理場		2						1		3
便所					1			1		2
物入								1		1
他の就寝に供し得る室			1							1
作業場								1		1
浴室						1				1
応接間								1		1
雑品倉庫									1	1
小屋裏								1		1
総計	27	84	90	77	214	20	5	167	35	719

住居形態

項目の説明 専用住宅：政令対象物を含まない住宅 共同住宅：政令対象物5項口に該当 複合・住居：政令対象物16項イ及びロ

図8、9図：建物用途（単位：件）



図8：死者が発生した住宅火災720件の主な建物用途

図9：死者が発生した以外の住宅火災18,103件の主な建物用途

図10、11：主な建物用途別の構造

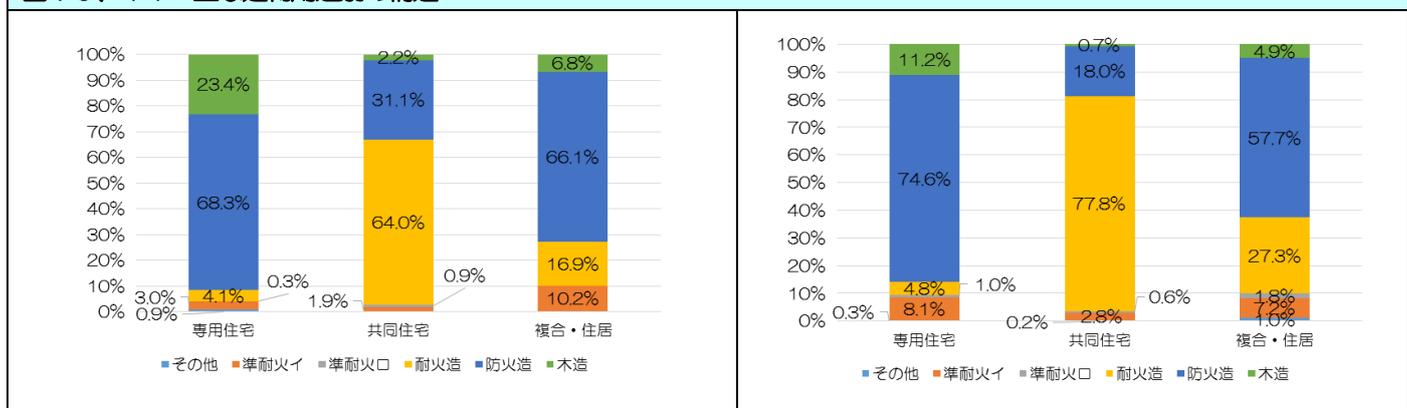


図10：死者が発生した住宅火災720件の主な建物用途別の構造

図11：死者が発生した以外の住宅火災18,103件の主な建物用途別の構造

図12、13：主な建物用途別の住警器等の設置状況

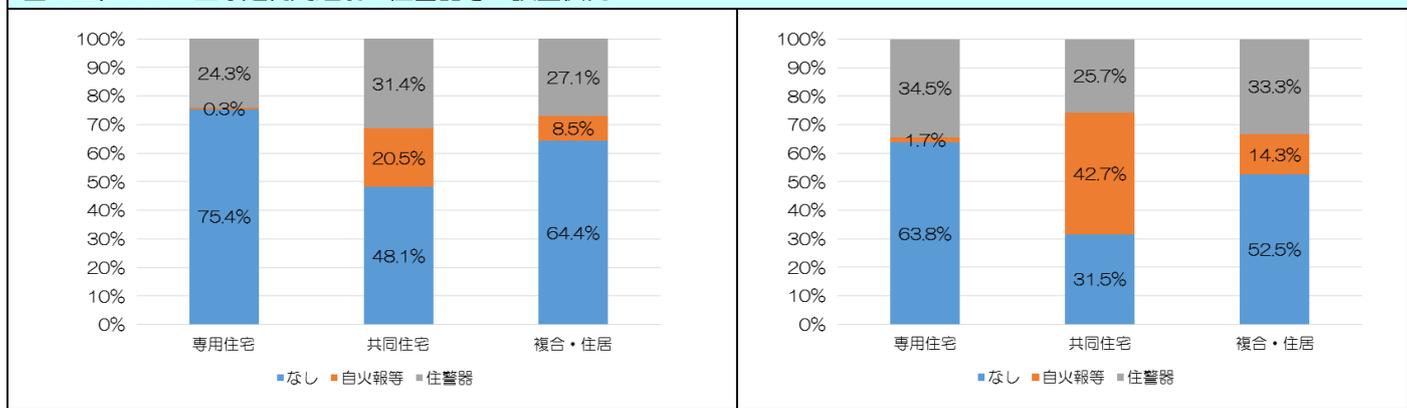


図12：死者が発生した住宅火災720件の主な建物用途別の住警器等の設置状況

図13：死者が発生した以外の住宅火災18,103件の主な建物用途別の住警器等の設置状況

図14、15：建築年数（単位：％）

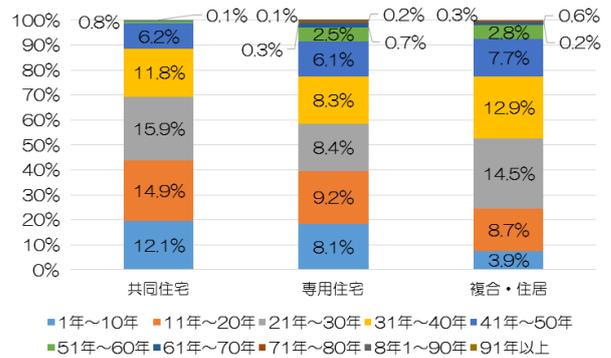
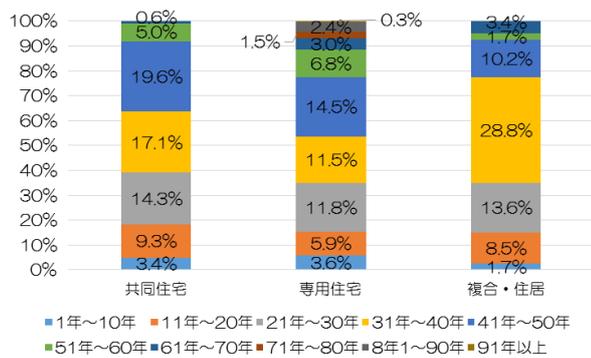


図14：死者が発生した住宅火災720件の構造別の建築年数（割合）

図15：死者が発生した以外の住宅火災18,103件の構造別の建築年数（割合）

図16：死者が発生した住宅火災720件の建物の階層（単位：件）

	1階建	2階建	3階建	4階建	5階建	6階建	7階建	8階建	9階建	10階建	11階建	12階建	13階建	14階建	総計
共同住宅		109	41	30	49	13	16	13	3	9	13	7	1	18	322
専用住宅	44	259	34		1										338
複合・住居		42	12	2	2		1								59
総計	44	410	87	32	52	13	17	13	3	9	13	7	1	18	719

図17、18、19：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（単位：件）

	1階建	2階建	3階建	5階建	総計
1階	44	188	20		252
2階		71	10		81
3階			4		4
4階				1	1
総計	44	259	34	1	338

図17：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（専用住宅）

	2階建	3階建	4階建	5階建	6階建	7階建	8階建	9階建	10階建	11階建	12階建	13階建	14階建	総計
1階	46	15	6	6	2						1			76
2階	62	13	5	14		3	3	2		1	1		3	107
3階	1	13	12	13	4	2	2	1	1	2	2		2	55
4階			7	7	1	1			2	3			2	23
5階				9	6	4	2		1	2				24
6階						4	1		2				1	8
7階						3	2		1	1		1		8
8階							2		1	1			2	6
9階									1	1	2		2	6
10階										1	1			2
11階											1		1	2
12階													2	2
13階													2	2
14階													1	1
総計	109	41	30	49	13	16	13	3	9	13	7	1	18	322

図18：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（共同住宅）

	2階建	3階建	4階建	5階建	7階建	総計
1階	34					34
2階	8	6	2		1	17
3階		6				6
4階					1	1
6階						1
総計	42	12	2		2	59

図19：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（複合用途）

今後の方向性

総合的な防火防災診断は、全ての要配慮者に対して実施することが理想ですが、対象となる要配慮者の人数等を勘案すると、その全てに対して実施するのは困難な状況です。

そこで、要配慮者の中でも、防火防災上の観点から総合的な防火防災診断の実施が特に望まれる対象世帯を、これまでの総合的な防火防災診断の実施状況や、住宅火災による死者の発生状況の分析結果を踏まえ、的確に抽出し、総合的な防火防災診断の実施対象者や、診断方法、関係機関等との連携方法等を見直し、住宅火災による死者の低減に結びつく効果的な実施方策について検討する必要があります。

課題解決に向けた検討項目（案）

- 1 総合的な防火防災診断の実施方法について
 - (1) 真に診断が必要な対象者の絞り込みについて
 - (2) 効果的な実施方策について
 - (3) 総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくり
- 2 避難行動要支援者名簿等の提供・活用方策について
- 3 関係機関との連携方法

課題解決に向けた検討方法（案）

- 1 より詳細な現場の課題を把握するためのアンケート調査の実施
 - (1) 各消防署へ「総合的な防火防災診断」に関するアンケートを実施
 - (2) 各区市町村へ避難行動要支援者名簿等の整備、活用状況に関するアンケートを実施
- 2 対策の具現化に向けた各消防署へヒアリングや試行を実施

検討概要及びスケジュール

時期	会議	概要
8月	第1回	総合的な防火防災診断の現状把握と検討課題の絞り込み
9月 10月 11月		消防署や区市町村に対するアンケートを実施し、より詳細な現状把握を実施
12月	第2回	上記の結果に基づく課題の整理と課題解決に向けた対策の検討
2月	第3回	対策の具現化に向けた中間まとめ（案）
3月		対策の具現化に向けた中間まとめ
4月 5月 6月		対策の具現化に向けた消防署へのヒアリングや試行の実施
7月	第4回	対策の具現化に向けた消防署に対するヒアリングや試行結果に基づく検討
11月	第5回	第4回検討結果を踏まえた報告書（案）の作成・検討
2月	第6回	報告書（案）検討・完成
3月		報告書

総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート（案）

当庁では住宅火災による高齢者の被害低減対策として「総合的な防火防災診断」の充実強化を積極的に推進し、奏功事例も数多く確認されています。

しかし、住宅火災による死者の状況を見ると、高齢者の割合が約7割であり、高齢化の進展に伴い、今後も更に高まっていくことが予想されます。

このことから、第14期東京都住宅防火対策推進協議会では、「住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた『総合的な防火防災診断』の在り方」について検討を実施しているところです。

ついては、本検討実施に際し、「総合的な防火防災診断」の現状と課題を抽出するため、以下のアンケートにご協力をお願いいたします。

なお、このアンケートは平成28年度中に実施した「総合的な防火防災診断」の状況を踏まえた回答としてください。

平成29年度に新たな取り組みを開始した場合等は、「問17 その他」へ具体的に記入をお願いします。

問1 関係機関との連携について、事前に連携協力を呼び掛けている関係機関を次の中から選んでください。（複数回答可）

- ・区市町村の防災関係課・福祉関係課
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・民生児童委員
- ・ケアマネージャー等福祉関係者
- ・町会自治会
- ・消防団、女性防火組織
- ・電気・ガス事業者等
- ・その他（具体的に記入して下さい。）

問2 問1で選んだ中で、実際に連携した関係機関を次の中から選んでください（複数回答可）。また、連携した関係機関と実施した世帯数についても記載してください。

- | | | |
|--------------------|-------|----|
| ・区市町村の防災関係課・福祉関係課 | _____ | 世帯 |
| ・地域包括支援センター | _____ | 世帯 |
| ・社会福祉協議会 | _____ | 世帯 |
| ・民生児童委員 | _____ | 世帯 |
| ・ケアマネージャー等福祉関係者 | _____ | 世帯 |
| ・町会自治会 | _____ | 世帯 |
| ・消防団、女性防火組織 | _____ | 世帯 |
| ・電気・ガス事業者等 | _____ | 世帯 |
| ・その他（具体的に記入して下さい。） | _____ | 世帯 |

問3 関係機関との連携について問題点や課題があれば具体的に記入してください。

問4 対象者の抽出について、実施している方法を次の中から選んでください。(複数回答可)

- ・避難行動要支援者名簿から抽出
- ・避難行動要支援者名簿以外の名簿から抽出 (具体的に記入してください。)
- ・福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼
- ・区市町村の窓口における対象世帯の抽出依頼
- ・緊急通報システム等利用者から対象世帯を抽出
- ・一斉戸別訪問により対象世帯を抽出
- ・その他 (具体的に記入してください。)

問5 問4で選択した中で、最も優先している抽出方法を次の中から1つ選んでください。

- ・避難行動要支援者名簿から抽出
- ・避難行動要支援者名簿以外の名簿から抽出
- ・福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼
- ・区市町村の窓口における対象世帯の抽出依頼
- ・緊急通報システム等利用者から対象世帯を抽出
- ・一斉戸別訪問により対象世帯を抽出
- ・その他

問6 対象者の抽出方法で問題点や課題について、具体的に記入してください。

問7 実施対象者に対するスケジュールの調整方法を次の中から選んでください。(複数回答可)

- ・消防署が主体となって調整を実施し訪問している
- ・関係機関が主体となって調整を実施し訪問している
- ・スケジュール調整は実施しないで訪問している
- ・その他 (具体的に記入して下さい。)

問8 問8で選択した中で、最も多いスケジュールの調整方法について次の中から1つ選んでください。

- ・消防署が主体となって調整を実施し訪問している
- ・関係機関が主体となって調整を実施し訪問している
- ・スケジュール調整は実施しないで訪問している
- ・その他

問9 実施対象者に対する実施スケジュールの調整方法で課題となっている点について具体的に記入してください。

問 10 総合的な防火防災診断は原則として消防職員が要配慮者の住居内に立ち入って、住環境を診断することとなっていますが、玄関先での聞き取りとなっているのはどういった場合か次の中から選んでください。(複数回答可)

- ・事前連絡の時点で立入りの承諾を得られない場合
- ・事前連絡をして訪問したが現地で承諾が得られない場合
- ・事前連絡をせずに訪問した場合
- ・その他 (具体的に記入して下さい。)

問 11 問 12 で選択した中で、最も玄関先での聞き取りとなっている場合について次の中から1つ選んでください。

- ・事前連絡の時点で立入りの承諾を得られない場合
- ・事前連絡をして訪問したが現地で承諾が得られない場合
- ・事前連絡をせずに訪問した場合
- ・その他

問 12 住居内への立入りについて問題点や課題があれば具体的に記入してください。

問 13 診断方法を次の中から選んでください (複数回答可)。

- ・診断項目を全て実施
- ・消防署の方針で診断項目を絞って実施 (絞った項目と理由を具体的に記入してください。)
- ・対象者の希望に応じて診断項目を絞って実施 (どのような場合か具体的に記入してください。)
- ・その他 (具体的に記入してください。)

問 14 問 13 で選択した中で、最も多い診断方法について次の中から1つ選んでください。

- ・診断項目を全て実施
- ・消防署の方針で診断項目を絞って実施 (絞った項目と理由を具体的に記入してください。)
- ・対象者の希望に応じて診断項目を絞って実施 (どのような場合か具体的に記入してください。)
- ・その他

問 15 診断方法について問題点や課題があれば具体的に記入してください。

問 16 診断後の継続した指導方法について、次の中から選んでください。(複数回答可)

- ・消防署が主体となって継続した指導を実施
- ・関係機関が主体となって継続した指導を実施
- ・継続した指導は実施していない
- ・その他 (具体的に記入してください。)

問 17 問 16 で選択した中で最も多い指導方法について次の中から 1 つ選んでください。

- ・消防署が主体となって継続した指導を実施
- ・関係機関が主体となって継続した指導を実施
- ・継続した指導は実施していない
- ・その他 (具体的に記入してください。)

問 18 継続した指導方法について問題点や課題があれば具体的に記入してください。

問 19 その他、総合的な防火防災診断に際する問題点や課題があれば、具体的に記入してください。

問 20 署独自の取組みや、区市町村、関係機関との独自の連携方法があれば具体的に記入してください。

区市町村担当者用

避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケートについて（案）

当庁では住宅火災による高齢者の被害低減対策として「総合的な防火防災診断」※の充実強化を積極的に推進しています。

今般、「総合的な防火防災診断」をより効果的に推進するための方法として、真に診断が必要としている対象者を効率的に選出するため、避難行動要支援者名簿等の有効活用について検討を実施しているところです。

ついで、各区市町村における避難行動要支援者名簿等の整備状況や活用範囲等について調査を行い、本検討での有効資料とするため、以下のアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

※ 総合的な防火防災診断

総合的な防火防災診断とは、消防職員が高齢者や障害者等のご自宅を訪問し、火災、震災、家庭内事故による被害の発生危険について診断するとともに、その改善方法のアドバイスなどを行うもので、東京消防庁が平成25年度より推進している事業です。

問1 避難行動要支援者名簿の作成状況についてお聞きします。

貴区市町村では避難行動要支援者名簿を作成していますか。

次の中から1つ選んでください。

- ・作成済（問2へ）
- ・未作成（問8へ）
- ・作成中（問2へ）

問2 問1で「作成済」、「作成中」と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿への記載範囲を次の中から選んでください。（複数回答可）

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・前記以外（具体的に記入してください。）

問3 問1で「作成済」、「作成中」と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿の対象者を次の中から選んでください。（複数回答可）

- ・高齢者
- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・難病患者
- ・要介護認定を受けている者
- ・自治会等が支援の必要を認めた者
- ・自ら掲載を希望した者
- ・前記以外（具体的にお知らせください。）

問4 問1で「作成済」、「作成中」と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿の提供先、活用範囲について表へ記載してください。(複数回答可)

機関	名簿提供先		活用範囲	
	災害時	平常時	災害時	平常時
記載例 消防署	○	×	○	×
消防署				
消防団				
警察署				
民生委員				
自主防災組織(町会・自治会等)				
社会福祉協議会				
その他(具体的に記入してください。)				

問5 問4の名簿提供先で、災害時、平常時、いずれかの場合に消防機関へ「名簿未提供」と回答した区市町村へお聞きします。

未提供の理由を具体的にお聞かせください。

問6 問4の活用範囲で、消防機関へ「災害時のみ可能」と回答した区市町村へお聞きします。
平常時に活用できない理由を具体的に記入してください。

問7 問4の活用範囲で「平常時に活用可能」と回答した区市町村へお聞きします。

平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供に係る本人同意の確認方法を次の中から選んでください。(複数回答可)

- ・ 書面確認にて同意した場合に提供
- ・ 書面確認にて不同意とした場合を除き提供
- ・ 口頭により確認
- ・ 条例に特別の定めがある
- ・ 地域防災計画で定めがある
- ・ その他(具体的にお聞かせください。)

問8 問1で「未作成」と回答した区市町村へお聞きします。
避難行動要支援者名簿未作成の理由を具体的に記入してください。
また、今後の作成予定があれば、その予定を記入してください。

問9 避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等についてお聞きします。
避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等の有無について次の中から1つ選んでください。
・有（問10へ）
・無（問11へ）

問10 問9で有と回答した区市町村へお聞きします。
避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等を具体的（種類、対象、活用範囲）に記入してください。

問11 問9で無と回答した区市町村へお聞きします。
避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等について、今後、作成予定があれば具体的（種類、対象、活用範囲）に記入してください。

問12 区市町村が保有する情報（避難行動支援者名簿やそれに類似した名簿等）を提供するために発生する課題や問題点を記入してください。

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第1回）議事録

【事務局】

定刻となりました。

ただいまより、第14期東京都住宅防火対策推進協議会を開始させていただきます。

はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料をお手元の方にご用意いただけますでしょうか。

まず、1枚目に本日の次第A4、1枚、裏側に本日の配布資料等が書かれてあります。

1枚おめくりいただきまして委員の名簿、50音順のものがございます。

1枚おめくりいただきまして、本日の席次表がございます。

1枚おめくりいただきまして、第14期協議会の運営要綱の案がございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらから本日の資料となります。

資料1-1、第14期協議会テーマの設定趣旨こちらがA4、1枚でございます。

1枚おめくりいただきまして資料1-2、A3の資料でございます。

要配慮世帯を対象とした総合的な防火防災診断についての資料が1枚でございます。

1枚おめくりいただきまして資料1-3、これまでの取組事例A4、1枚でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料2、総合的な防火防災診断実施状況と課題A3、1枚でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料3-1、住宅火災による死者の生活環境から見た危険性が高い対象の分析、過去10年間、こちらがA4、1枚でございます。

資料3-2でございます。資料3に関する分析データということでA4の両面刷りが2枚でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の4、今後の方向性、A4、1枚でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の5-1、左側に消防職員用と書いてありますアンケート案、こちらがA4、両面刷り2枚でございます。

それと最後に、資料5-2、左上に区市町村担当者用と書いてありますアンケート案、こちらがA4、同じく両面刷り2枚でございます。

最後の4ページ目が白紙になっております。

資料の方、乱調落丁、または足りないという方はいらっしゃいますでしょうか。

大丈夫でしょうか、ありがとうございます。

なお、本日の会議終了は、おおむね12時を予定しております。どうぞよろしくお願ひします。

今回は、第1回協議会ということで、防災部長の鈴木からご挨拶を申し上げます。鈴木部長お願いします。

【鈴木防災部長】

おはようございます。東京消防庁防災部長の鈴木でございます。

まずもって、皆様には平素から消防行政に対しまして何かとお世話になっておりまして、厚く御礼申し上げます。

そしてまた、この度は皆様大変お忙しい中、東京都住宅防火対策推進協議会の委員をお引き受けいただきまして重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、来年3月で、自治体消防発足70周年を迎えるところをごさいます、そのような中で、東京消防庁管内の火災件数を見ますと、昭和23年以降、昭和30年代は概ね5,000件台で推移しておったのですけれども、昭和48年に9,677件これをピークにいたしまして以降減少傾向にあります。大体、6,000件、7,000件を推移しておったんですが、平成18年から、資料1にもあるのですが5,000件台になりまして、平成26年、27年は4,000件、そして昨年は4,000件を割りまして3,982件の火災の発生件数の状況であります。

一方で、住宅火災による死者でございますが、こちらは、漸減傾向にあるものの、ここ数年は横ばい状態ということでございます。こちら資料に入っておりますけれども、そんな中で、特に65才以上の高齢者の割合が高くなっておりまして昨年も70%を超えているといった状況でございます。

そういったことを踏まえまして、また、今後ますます高齢化が進展していく中で、今回の協議会のテーマにつきましては、ちょっと長いですが「住宅火災における要配慮者の被害低減に向けた「総合的な防火防災診断」の在り方について」となっております。

委員の皆様、来年度末までの審議期間となっておりますがどうか忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、引き続き委員の皆様を紹介させていただきます。

お時間の都合上、事務局の方でお名前を読み上げますので、ご着席のままでお願いいたします。

まず初めに事務局より正面のお席の委員をご紹介します。

日本女子大学家政学部住居学科教授、平田京子委員でございます。

つづきまして、NHK解説委員、山崎登委員でございます。

つづきまして、東京都町会連合会会長、鈴木孝雄委員でございますが、本日公務が入られましたということで、ご欠席の連絡をいただいております。

つづきまして、NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会理事、塩川隆史委員でございます。

つづきまして、立川女性防火の会会長、三本木初榮委員でございます。

つづきまして、NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン理事長、牧野史子委員でございます。

次に事務局より向かって左側のお席よりご紹介させていただきます。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部、長川井誉久委員、本日急きょ公務が入ら

れたということでご欠席の連絡をいただいております。

つづきまして、東京都民生児童委員連合会常任協議員、松尾光恵委員でございます。

つづきまして、大田区地域包括支援センター大森所長、藁谷賢代委員でございます。

つづきまして、足立区福祉部高齢福祉課長、伊東貴志委員でございます。

なお、大変申し訳ありません。伊東委員の「東」の字が座席表上「藤」になっておりますが、正しくは「東」であります。大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

つづきまして、東久留米市福祉保健部介護福祉課長、傳智則委員、本日は代理で松下係長に出席いただいております。

つづきまして、台東区総務部危機・災害対策課長、川島俊二委員でございます。本日は寺内係長に代理で出席をいただいております。

つづきまして、渋谷区危機管理対策部防災課長、飛田和俊明委員でございます。

つづきまして、多摩市総務部防災安全課長、城所学委員でございます。

つづきまして、事務局より向かって右側に移らせていただきます。一般社団法人日本ガス石油機器工業会消費者関連グループマネージャー、衛藤和夫委員でございます。

つづきまして、一般社団法人日本電機工業会家電部担当次長、金子健一委員でございます。

つづきまして、東京ガス株式会社お客さま保安部機器保安グループリーダー、花澤清史委員でございます。

つづきまして、東京電力ホールディングス株式会社経営企画ユニット総務・法務室防災グループマネージャー部長、松丸晃委員でございます。

つづきまして、東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長、下川明美委員でございます。

つづきまして、東京都福祉保健局 障害者施策推進部地域生活支援課長、八木良次委員でございます。

つづきまして、東京消防庁防災部長、鈴木浩永委員でございます。

つづきまして、東京消防庁参事兼防災部防災安全課長、岡本透委員でございます。

委員の紹介は以上となりますが、本日所要で東京大学大学院、廣井悠委員が本日、欠席とのご連絡をいただいておりますのでご紹介をさせていただきます。

なお、皆さまのお手元には、委嘱状を置かせていただいております。

念のためお名前などにお間違いないかご確認ください。

万が一お間違いがありましたら連絡いただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

委員の皆様の任期にありましては、先ほどもありましたとおり、2年間、平成31年3月末となりますので、よろしく願いいたします。

つづきまして、会長の選出を行わせていただきます。

当協議会の会長につきましては、東京消防庁防災安全に関する規程におきまして、委員の互選によることとなっておりますが、どなたか、ご推薦等ありますでしょうか。

もし、いらっしゃらないようであれば、事務局といたしましては、前回第13期の協議会にもご参画いただいております、日本女子大学の平田委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、平田会長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

【平田会長】

皆様あらためておはようございます。

日本女子大学家政学部住居学科、建築物とりわけ住居の安全性について研究をしております、平田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今朝から、ニュース速報が激しく伝えていますように、何か私が講演会をすると地震が起こり、そして私が座長をするとJアラートが鳴るといようなちょっと厄病神的なところもありますが、皆様とともに、火災の面から配慮を要する方々のための安全対策を考えてまいりたいと思います。

特に、住宅火災というのは皆様報道でお聞きになっていますように、シートベルト着用により、交通事故の死者がすごく減ったのに対して住宅火災の、特に高齢者の方、それから実は小さなお子さんも意外と多いんですけれども、その方々が犠牲になる火災というのは減っていないと思います。

また、皆様に今年、ニュースによって伝わってきましたロンドンでの、超高層集合住宅での火災など私たちの生活をおびやかす火災というのは実は切っても切り離せない、日常的に、もしかしたら大地震よりも遭う確率の高い、結構身近にあるリスクです。

ですから皆様とともに、考えてまいりましょう。私は日頃、住宅の安全性を研究しておりますけれども、今、力を入れておりますテーマは避難所です。避難所は東京都の場合、とても足りませんのでどのような運営がされるのか、今どれぐらいの人数をどう受け入れるのかをやっているのですけれども、火災も同じで、火災が起こると、当事者の方も、もちろん生活を失うわけで、周りの方も大変な被害を受けることになります。

ですから、要配慮者の方を守るのは自分のことを守るということでもあるというのをコミュニティの中でお気づき頂きたい、ということの日頃から常に思っております。ぜひその目で皆様の温かい目でこの対策についてご議論いただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

【事務局】

平田会長ありがとうございます。

次に、会長代行の指名を平田会長からお願いいたします。

【平田会長】

会長代行につきましては、本日欠席ですけれども「廣井委員」にお願いしたいと思います。

【事務局】

皆様よろしいでしょうか。

廣井委員につきましては、本日所要で欠席されておりますので、後日、事務局より会長代行につきまして依頼させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、第14期住宅防火対策推進協議会運営要綱について、ご確認、ご承認をいただきたいと思っております。

お手元にお配りしてあります、資料の4枚目、第14期住宅防火対策推進協議会運営要綱の案をご覧ください。

運営要綱の策定については、東京消防庁防災安全に関する規程事務処理要綱第25、2に定められている「協議会に必要な事項は、会長が定める」に基づき、事務局で案をつくらせていただきました。

皆様、内容をご確認いただき、もしご質問、ご異議があればこの場でご発言をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ご異議がないようなので会長の方に確認をいただきたいと思っておりますが、会長よろしいでしょうか

【平田会長】

承認します。

【事務局】

ありがとうございました。

なお、本協議会は、運営要綱記載のとおり、今後原則公開とさせていただきます。

本日の会議結果につきましても、後日HPで議事録として公開する予定でございますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、会議を進行させていただきます。

会議の進行につきましては、平田会長にお願いいたします。

【平田会長】

それでは、会議次第に基づき進めさせていただきます。

議事の1番目、「第14期東京都住宅防火対策推進協議会テーマ設定の趣旨」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは資料1-1、A4の資料をご覧ください。

第14期東京都住宅防火対策推進協議会テーマ設定趣旨ということで、今回の協議テーマは「住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた「総合的な防火防災診断」の在り方について」です。

はじめに、今回の協議の柱である「総合的な防火防災診断」について簡単にご説明いたします。

1枚おめくりいただきましてA3の資料1-2をご覧ください。

こちらは総合的な防火防災診断の標準的な手順と実施要領について簡単にまとめたものです。

左上の総合的な防火防災診断とは、消防職員が高齢者や障害者等のご自宅を訪問し、火災等の発生危険について診断するとともに、その改善方法のアドバイスなどを行うものです。

下に進みまして、こちらは標準的な手順を示しております。

順にご説明いたします。

まず1番目、関係機関との申し合わせということで、この取組は消防職員のみで実施する場合もありますが、関係機関と連携体制を構築し、同行する場合があります。

連携するメリットとして、顔見知りの関係者がいることで要配慮者の警戒心や緊張が和らいだり、その場で診断の結果を情報共有し、協力関係機関等と連携した危険個所の改善等がスムーズに行えるなど区市町村や福祉関係者等との協力体制を構築することで、より効果的に実施することができます。

つづいて2番目として、訪問する対象、要配慮者世帯の抽出を行います。抽出方法は記載されているような方法で各消防署の実状に応じた方法で実施しています。詳細については後ほど説明をいたします。

3番目として、訪問する世帯が決まったら、対象者や関係機関と実施スケジュールの調整を行います。

そして4番目、日程が決まったら、対象世帯へ訪問し、危険度判定手法に基づく防火防災診断を実施します。

危険度判定手法とは、これまでの火災などの危険要因の統計データから設定した診断項目により、各家庭の危険度を判定する手法を言います。

各診断項目が、火災、震災、家庭内事故のいずれかに分かれていて、災害発生前の危険度、災害発生後の対応困難度をランク付けして診断する方法となっています。

そして最後に、診断を行った後は、実施結果の記録・管理し、関係機関と情報を共有し、実施世帯の改善促進を行っていく取組となっています。

右側は実施手順4のより詳細な総合的な防火防災診断の実施要領についてです。

1番目として対象世帯宅への訪問、一世帯あたり概ね30分程度で、原則として対象者宅に立ち入って実施します。

2番目、主な診断項目、先ほど説明したとおり、火災・震災・家庭内事故の3項目、細かく分けると、27の診断項目に分かれており、発生危険や発生時の対応について診断を行います。

診断結果の説明、診断を実施し、その場で改善可能なものは改善し、対象者に「総合的な防火防災診断結果のお知らせ」を作成し交付します。本表は診断に基づき、改善項目を示し、継続的な防火防災対策の実施を促すものとしています。

個々の結果については、必要に応じて連携する関係機関と情報を共有し、各種情報サービスの提供による生活環境の改善や見守り活動の一助としてもらうなど、連携体制の充実につなげていく取組となっています。

一枚おめぐりいただいて資料1-3、A4の資料となります。総合的な防火防災診断によ

るこれまでの取組事例の一部をまとめたものになります。

まず、上段の方の取組事例として消防職員による改善が行われたものとなっております。

時間の都合上、全ての説明は割愛させていただきますが、家の周りに放置されていた放火危険を未然に防いだり、住警器が外された状態であったのを消防職員がそれに気づいて設定したなど、火災の危険を未然に防いだ事例があります。

地域包括支援センターや民生児童委員との連携ということで、こちらは関係機関との連携事例を紹介しております。

実施における工夫として、実際に火災を起してしまった世帯や、火災の誤報で出場した世帯に対して関係機関と連携し、総合的な防火防災診断につなげた事例があります。

詳細は後ほどご覧ください。

つづいて、この取り組みについて実際の映像をご覧ください。

これから流す映像は、今年の2月にNHKの特報首都圏「防げ！高齢世帯の火災」で当庁の取組について放送されたものです。

(映像)

【事務局】

映像につきましては以上になります。

若干補足ですが、先ほど事務局の方で説明をさせていただいた、資料1-2の右側の実施要領ということで、それをやっていたのが今の映像です。

2件紹介させていただいたのですが、1件目は消防職員のみでやらせていただいております、1時間ぐらいかけてとっておりましたが、これはかなり丁寧にやっている例かと思いましたが、だいたい30分程度を目安に行っています。

先ほどありました、例えば、本当に古くなったコードがそのまま使われているといったもので、すぐ改修ができるものであれば、即時改修ということでその場で改修をさせていただく、あるいは、例としては住宅用火災警報器持っているけれどもついていない、つけられないという場合は、状況に応じて消防職員等が了承を得て、付けるといったような即時改修できるものは、その場で改修させていただいているような取組を実施しております。

そして2件目はケアマネージャーさんと一緒に行った内容でございます。

これがいわゆる関係機関と連携したという取組でございます。

こちらの最大のメリットというのはそれぞれがあるのですが、こういったご時世で、消防職員が制服を着て行っても中々信用していただけない、入らせていただけないといった状況にあります。転じて普段から接してらっしゃるケアマネージャーさんとか、ヘルパーさんとか、あるいは地域の民生児童委員さんが一緒に行くと信用していただいて、心を開いていただいております。そして中に入らせていただいて診断につながるということもあまして、東京消防庁としましては、関係機関となるべく連携していき

いということで2例目を見ていただきました。

一方で最後に課題としてあげられていました、高齢者は一旦そこで改善させていただいても、中々戻ってしまう、あるいは、今はこれができるんだけれども、このあと段々健康状態ですとか身体状況ですとか、今できていても、できないものが出てくる。そういったところは継続して確認していくことができないので、連携が必要だと感じておるのですが、中々まだ進んでいない部分があるというのが、このあとまた課題等として出てきますが、そういった課題も、今考えられているところでもあります。映像の補足については以上であります。

引き続き資料の説明を続けさせていただきます。

それでは、総合的な防火防災診断の概要については以上になります。

再度、資料1-1にお戻り下さい。

この取組は、平成23年に発生した東日本大震災や、これまでの大規模災害、今後の高齢化の進展を踏まえて第20期火災予防審議会において「大規模災害時に備えた災害時要援護者の被害低減方策」について諮問され、その方策の一つとして要配慮者世帯に対する防火防災診断を推進し、生活の安全化を平常時から推進することが被害低減につながるとの提言を受け、東京消防庁では平成25年度から推進しているものです。

さらに、第12期東京都住宅防火対策推進協議会においては「住宅火災における高齢者の被害低減対策について」検討し、住宅火災における死者の約7割を占める高齢者の被害を低減するためには、高齢者が火災を起さないための環境作りに必要な支援を推進していく必要があると提言を受け、総合的な防火防災診断の充実強化を積極的に推進しているところです。

資料1-3の取組事例にあったように、これまで実施した総合的な防火防災診断による奏功事例も数多く確認されています。

また、住宅火災件数も年々減少傾向にあり、その要因の一つとしてこの取組は一定の効果があると言えます。しかし、先ほど説明にもあったとおり、住宅火災による死者の状況を見ると、住宅火災による死者数がここ数年ほぼ横ばいであることなど、住宅火災の死者の低減には結びついていません。

東京都では、高齢化率が年々高まっていることや、住宅火災による死者に占める高齢者の割合は平成26年以降、7割以上であることなどから、住宅火災による一層の被害低減に向けた、より実効性のある総合的な防火防災診断を実施していくために今回検討を実施するものです。

下のグラフは左上から高齢者の人口の推移を示しています。

右上は過去10年間の住宅火災件数の推移となっています。

平成28年は初めて1,500件を割りました。

左下は過去10年間の住宅火災による死者の推移です。

若干下がり気味ではありますがここ数年ほぼ横ばいで推移しております。

右下は過去10年間の住宅火災による死者に占める高齢者の割合です。

平成26年以降7割台を維持しております。

以上で第14期住宅防火対策推進協議会協議テーマ設定趣旨について説明を終わります。

【平田会長】

それでは皆様のコメントをいただく前に、こちらの資料に関わったので、少し私の感想と
いいですか意見を申し上げたいと思います。

皆様、今、説明にありましたとおり総合的な防火防災診断というのは3つの柱からなっ
ておりまして、火災、震災、家庭内事故の3種類になっています。

これを作るときにも、やはり高齢者、要配慮者の関心は、防災に向かっています、火災
については関心がどちらかというと低くなっているという現状があるように、データを拝
見して感じました。

ですが、この総合的な防火防災診断というのは、世界的にも珍しい対策ではないかと思っ
ています。

消防というのは火が出たら消しに行くというのが基本的な業務とされている部署である
わけですが、それを予防行政の領域に入って、住民の方と直接お話しして、対話して
改善に行く、見守り活動をするといった活動というのは、新しいステージの対策のように感
じています。

これは一人一人の家庭に訪問して診断していただけなんですけれども、実は対話する効
果があると思っています。

その対話によって実際には、高齢者の方は、先ほど事務局の方から高齢者の方は元の生活
に戻ってしまうといった傾向があるということをおっしゃっていただきましたし、確かにそういう面
はありますけれども、新しい対策を推進しているところでもあるわけです。

ただ、いくつもの問題がありまして、制服を着ていても入れてもらえない、あるいは名簿
は出してもらえない。

行くまでのスケジュール調整も大変ですし、また高齢者の方や、要配慮者自身がこういう
もののリスクに気づいていない場合嫌がる、ということもあると聞いております。

また、現場の消防署の方が対応されるわけなので、その方々の対応能力が求められる、
色々なまだまだ課題があるものと感じています。

特に住民の皆様も、このようなことがどのような価値を持つのか、こういう風にしてくれ
たらいいのにな、とかそういったコメントがありましたら是非伺いたいと思うんですけれ
ども、私の意見はそんなところです。

皆様まずいかかでしょうか、これに関してコメントがありましたらお願いいたします。

【山崎委員】

NHKの山崎と申します。今、放送のVTRを見せていただきましたけれども、大変素晴
らしい取り組みだなと思っていますが、3つほど注文したいと思います。

私は自然災害とか、防火防災を担当して30年くらいたちますが、一番最初にこの分野を
取材したのが東京消防庁の記者クラブで、東京消防庁の皆様には30年以上お世話になっ

ていまして、火災の現場にも随分いかせていただきましたけれども、最近の火災を見ていると、やっぱりすごく気付くのが、高齢者の犠牲者が多くなって、先ほどご紹介がありましたけれどもほんとにボヤミたいな火災で布団とベッドの周りだけが燃えているのに亡くなっているという高齢者の火災が結構多いんですよ。

それぞれの家庭を訪問して火を出さない環境作りをするというのは非常に大切なことだと思いますが、ちょっとした火が出たくらいでは死なないような環境を作るってところまで踏み込んでいただきたいな。どういうことか言いますと、着衣着火とかシーツとかに火が付くことがたくさんあるんですけども、例えば寝たばこくらいだと、防災製品を使っただけだと、もしかすると燃えないで済むんじゃないかという気がします。

防災製品は今のところ公共の施設でもじゅうたんやカーテンのみの規制になっていますけれども、高齢者の施設ですとか、高齢者がたくさん暮らしている住宅にはですね、なるべく防災製品を普及していただいて、たばこの火くらい、ライターの火くらいについても燃えない、高齢者の環境を作っていくというのがとても大事なことなんじゃないかなと思います。

これが1点目です。

二つ目は、会長のお話しにもありましたが、この取組が防災についての点検でもあるというお話しで、これもぜひ進めていただきたい。

東京消防庁は、前から家具の固定について、その方法について周知したり、いろんな取組をしていますけれども、現場取材しているとですね、今、家具を固定しようとするとう石膏ボードだったりすると、固定できない家庭がたくさんあるんですね。

釘を打っても釘がきかないとか、柱探して打つてなると高齢者の一人暮らし世帯ですとか、高齢者世帯では中々難しいんですよ。

結局、石膏ボードに穴開いただけでもって、ねじが半分効いているんだか、効いていないんだかわかんないような家具の固定でとどまっているような家庭がありまして、せっかく各家庭に入ってこの取組を引っ張っていかれるんであったら、家具の固定について石膏ボードみたいなのところでもちゃんと家具の固定ができるような仕組み作りや、指導をぜひしていただきたいなと思います。

三つ目はですね、この取組は東京でもって実施していますが、消防白書を見ますと、高齢者の火災が問題になっているのは全国全部ですから、国の消防庁は現場のないお役所ですから、ぜひ東京消防庁の取組で全国の消防を引っ張っていくんだというくらいの気持ちを持って、この取組を続けていただければありがたいなと思います。以上三つです。

【平田会長】

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、あとでもご意見いただいてもよろしいかと思うんですけども、思いついたご感想などは随時おっしゃって下さい。

今おしゃっていただいた三つのことは、このあとの調査の時にも参考にさせていただいて、特に、東京都といえども全国を引っ張っていく存在になるのは、ほんとにそのとおりだ

と思いますし、他の2点についても調査の経過の中で具体的に考えられたらいいと思います。ほかいかがでしょうか。

【塩川委員】

ケアマネージャーをしております塩川と申します。

先ほどのビデオを見まして非常にありがたい試みというか、私ども、認知症の高齢者とか、一人暮らしの高齢者の方とか高齢者夫婦、一人暮らしの方とか担当するケースが年々増えていまして、私が今、担当しているのは、戸山ハイツ、戸山団地でそういった方が50パーセントくらいいらっしゃるところで、そういうところを回った時に、やはり火災のリスクがある家庭が非常に増えていまして、やはり、ケアマネージャーとして気付いたところを高齢者の方に話しても、中々その方々の生活スタイルが長年のスタイルなので、中々変えることが難しいんですけども、こういった専門家の方々が来て、お話を聞いたところで、関係者でその方にすすめるということは、高齢者にとっては非常に少しじゃあ変えてみようかなというところにつながっていくのかなと。

ぜひ、こういう試みを継続してやっていただきたいなというところと、やはりまたそうはいっても改善したとしても、また先ほどの衣類ではないですけども、もとの場所に戻したりですとか、そういうものもあるので、ぜひ、モニタリングといいますか、再調査までしていただくとありがたいなと、ぜひ今後、地域で連携をとらせていただくとケアマネージャーとしてはありがたいです。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

確かに火災の総合的な防火防災診断の方々と、行政方が福祉の方と連携していくのは非常にいいことで、これが進んでいくことが非常にいいことだと私も思うんですが、意外とリンクするのが大変で、関係者が見守るとなるとスケジュール調整も大変になってくるので、現実的に難しい面もあるのかなとは思いますが、福祉の面の方々とつながれるのは、消防の方にとっても非常に大切なことだと思います。

ほかいかがでしょうか。

それでは次の議題に進めさせていただいて、また皆様お気づきの点があれば教えて下さい。

それではテーマ設定趣旨、総合的な防火防災診断に関する説明については区切らせていただいて、議事の2、総合的な防火防災診断の実施状況と課題等について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは総合的な防火防災診断の実施状況と課題等についてご説明いたします。資料2、A3の資料をご覧ください。

はじめに、1、総合的な防火防災診断の実施状況についてです。

まず(1)の実施件数をご覧ください。

平成25年度から始まり、年々増加傾向にあり、昨年度は一万件を超えました。

(2)は危険度判定を行ったランク別の状況です。先ほど説明したとおり、チェック項目があつて最終的にランク付けを行っていますが、ランクはAが安全、Bが普通、Cが危険、判定不能は玄関先での聞き取りとなっています。

総計10,600件中、総合判定でAランクと判定されたものは7,639件、Bランクが314件、Cランクが341件、玄関先で聞き取りのみ実施のため判定不能となったものが2,306件でした。次に(3)をご覧ください。

実施対象者の状況別件数及び診断に基づく発生危険度・対応困難度についてです。

こちらの実施対象者というのは年齢別、世帯構成別、身体状況別3つにわたった発生危険度と、対応困難度の状況を示したものです。

まずはじめに、対応困難度とは各災害が発生した場合、対応が困難な割合を示すものです。

また、発生危険度とは火災・家庭内事故の発生する危険度、震災が起きた場合に火災や事故が発生する危険度のことをいいます。

性別で見ると、男性が約4割、女性が約6割実施されています。

年齢別にみると、75歳から84歳が約5割で、85歳以上を含めると後期高齢者の実施が約8割となっています。

グラフで危険度と困難度を比較すると、火災・震災発生危険度・対応困難度は全体的に高く、若干ではあるが年齢が上がるにつれて点数が高くなっていく傾向が見られます。

つづいて世帯構成別にみると、一人暮らし世帯が約5割で、危険度と困難度を比較すると、一人暮らし世帯ではすべての項目の点数が高くなっており、次いで、日中独居世帯の点数が高くなっています。

最後に身体状況別に見ると、身体に何らかの支障がある世帯に実施している割合が約35%です。

内訳をみると複数の項目が該当する方もいますが、移動に支障ある世帯が最も多く、約3割でした。比較すると、すべての項目でほとんど差が見られなかったが火災・震災発生危険度・対応困難度は、全ての対象者が高い傾向にありました。

以上の実施状況から、(1)の実施件数は年々増加傾向にあり、後期高齢者は約8割、一人暮らし世帯は約5割など、危険度の高い対象への診断も実施している一方、約2割が玄関先での聞き取りであることや、身体状況に何らかの支障のある世帯に実施している割合が少ないことなど、真に診断を必要としている対象者に十分に診断が実施されていない可能性があり、より効果的な診断の実施が必要です。

つづいて2対象世帯の抽出方法についてです。

現在推進している方法として、先ほど概要の方で簡単にご説明いたしましたが、現在、訪問先を抽出するのに各消防署では色々な方法で抽出しているのですが、代表的な例としてこちらに記載させていただきました。

避難行動要支援者名簿を活用し抽出する方法、それ以外の名簿等を活用し抽出する方法、

福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼する方法、区市町村の窓口における対象世帯の抽出依頼する方法、緊急通報システム等利用者から対象世帯を抽出する方法、一斉戸別訪問による対象世帯の抽出する方法、その他として自治会や町会へ依頼して抽出する方法があります。

一番上の避難行動要支援者名簿とは災害対策基本法に基づき各区市町村が作成しているもので、災害が発生した場合に支援を要する高齢者や障害者などを記載することとなり、記載内容等によっては各消防署が統一して活用でき、対象者を抽出するための有効な手段です。名簿掲載の対象者や名簿の提供方法、提供先は各区市町村によってばらつきがあり、現在統一した使用ができない状況です。

また、基本的に活用できるのは災害時のみで、総合的な防火防災診断のような平常時に活用できない区市町村もあります。

さらに、平常時に活用するためには、名簿へ掲載する本人の同意を得ることが必要であることなどから、平常時に活用ができて、掲載に未同意の方もおり、全ての対象者を把握するのは困難な状況にあります。

下の表は平成28年4月1日に総務省消防庁が調査した各区市町村の名簿整備状況をまとめたものです。

現在はどんどん提供できる区市町村も増えていると思いますが、1年前の4月1日現在では、約4分の1は作成中でした。

作成済みの39区市町村でも災害時、平常時活用できるのが28区市町村、それ以外の11区市町村は、災害時のみ使用、消防署へ、名簿が未提供の区市町村がある現状です。

つづいてそれ以外の名簿として、区市町村や福祉関係機関がそれ以外の目的で作成した名簿を活用していたり、3つ目の福祉関係機関が日常業務の中で、防火防災上の危険が高いと思われる高齢者を把握した場合にご連絡をいただいて、日程調整を図ってその方の世帯に診断を実施する方法もあります。

ほかには、緊急通報システム、区市町村の窓口は利用者であったり、登録に訪れた高齢者世帯に診断を実施する方法もあります。

一斉戸別訪問とは、消防職員が一定の地域を一斉に訪問して、対象者を見つける方法なのですが広い地域を回っているので、対象者を抽出するのが難しいといった問題点もあります。

町会、自治会に対象世帯の抽出を依頼することは、町会自治会へ加入していない方は抽出対象とならない可能性が高い状況にあります。

まとめとして、赤枠にありますが、区市町村によっては避難行動要支援者名簿の平常時の活用ができない、平常時に活用できて、名簿情報の提供に未同意の方もいます。区市町村や関係機関によって活用できる情報や範囲が異なっている、自治会に未加入である場合等は抽出対象とならない可能性があるなど、消防署が診断を実施したくても、対象者の把握が困難である現状です。

3番目、最後に診断後の把握です。

先ほど、映像の中にもあったように、高齢者の世帯は短期間で身体状況や、生活環境が変化する可能性が高い状況にあります。

現在も危険度の高い世帯は関係機関と連携し、継続して改善に向けた指導を行っています。

しかし、要配慮世帯は短期間で身体状況や、生活環境が変化する可能性が高いことから、診断結果が安全であっても継続した見守りを行っていく必要があります。

一枚おめぐりいただいて資料3-1をご覧ください。住宅火災による死者の生活環境等から見た危険性が高い対象の分析、過去10年間のデータについてです。

これは、過去10年間に発生した住宅火災による死者の火災調査データから世帯状況、身体状況、出火箇所、住居形態等の生活環境を集計し、分析したものです。

分析データの詳細については資料3-2をご覧ください。時間の都合上、データの詳しい説明については割愛させていただきます。

はじめに、世帯状況についてです。

世帯状況は、高齢者を含む世帯が多くを占めており、その中でも一人暮らし世帯が多くなっています。

また、一人暮らし世帯以外であっても出火時に一人であるものが多い傾向が見られます。集計データは資料3-2、図1、2のとおりとなっています。以上のことから、高齢者世帯、一人暮らし世帯及び日中独居世帯が危険性の高い対象と言えます。

次に、身体状況についてです。

住宅火災による死者の身体状況、歩行状況、疾病外傷の状況についてみると、どの項目においても約3割は身体上何らかの支障がある世帯で発生しており、高齢者を含む世帯がより割合が高くなっています。

集計データは資料3-2、図3、4、5のとおりとなっています。なお、この身体状況というのは、身体障害者であるか、それ以外の身体の不自由者であったかというのをまとめたものと、歩行状況というのは、寝たきりであったか、寝たきり以外でも歩行障害があったかをまとめたものと、疾病外傷とは、病気であったか、負傷していたかどうかについてまとめたものとなっております。どの項目においても約3割は身体上何らかの支障がある世帯で発生している状況にあります。

以上のことから、身体上何らかの支障がある家族世帯が危険性の高い対象と言えます。

次に、出火箇所についてです。

出火箇所は居室からの出火が最も多く、「たばこ」、「ストーブ」が原因とする住宅火災で死者が多く発生しています。

集計データは資料3-2、図6、7のとおりとなっています。

以上のことから、日常的に過ごす「居室」で喫煙習慣や、火気を扱っている世帯が危険性の高い対象と言えます。

最後に住居形態、建物構造についてです。

建物構造では防火造・木造の割合が高い傾向にあります。

住宅用火災警報器等の設置状況では住宅用火災警報器等の設備がない割合が高い傾向にあります。建築年数を見ると、年数が経過した建物が多い傾向にあります。

建物を階層別に見ると、2階以下の低層の建物から出火した場合が多い傾向にあります。集計データは資料3-2、図8から19のとおりとなっています。

以上のことから、木造、防火造の住宅、建築年数が経過した建物、住宅用火災警報器等の設置がない建物、低層の建物が危険性の高い対象と言えます。

5は上記のものをまとめたものです。

この現状から、現在は高齢者や障害者に幅広く診断を実施しているところではありますが、上記の住宅火災による死者の生活環境の傾向から見た危険性の高い対象者について診断をより効果的に実施する必要があると言えます。

以上で総合的な防火防災診断の現状と課題等についての説明を終わります。

【平田会長】

はい、ありがとうございました。

総合的な防火防災診断の実施状況と課題を説明していただいたんですけども、質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。

まずはじめに、お名前をおっしゃっていただいてから発言をしていただくと議事録がとりやすくなりますのでお願いいたします。

【城所委員】

多摩市役所の城所と申します。

ちょっと質問なのですが、資料2の実施件数なのですが、年々増えているんですけども、私達の小さな市ですとこの数のイメージが付きにくいんですね、平均でも構わないので1署あたり何件くらい実施しているのか、今日は無理かと思いますが、後日教えていただきたいのと、2点目が資料3の1で質問なのですが、4の居住形態と建物構造のところ、木造及び防火造の住宅の危険性が高いと言っているということは、居住形態は関係ないと言っているんですかね。あと低層の建物が多いということは、例えば防火造で1階建の2階が多いよとか、2階建のアパートが多いよとかわかるのであれば、教えていただくとイメージが付きやすいなと思いました。

【事務局】

1件目の数字というのは今、詳細な資料は手元にはないのですが、概算で130件というのが1署の平均です。

そのあとにいただきました建物形態でございますが、低層階が多いといったデータですが、私どもの火災調査の記録から導きだしているもので、ここには、低層の建物と書いていますが、具体的に言いますと、資料3の2の図の17、18を見ていただくと、わかりやすいかと思うんですが、図17、図18は住居形態の階層別を表しているもので、構造別には

更にデータを抽出しないと、今回のデータではわかりません。

一般的に申し上げられるのは、例えば、共同住宅であれば4階、5階建になりますと、建築基準法等の定めによって、おそらく木造で4階、5階は建てられない、ここは推測の域は出ませんけれども共同住宅であれば、5階、6階であれば、耐火造の建物であろうと、逆に2階、3階建の建物であれば、防火造、準耐火造で建てるのも可能ではありますので、推測にはなりますが、低層ですと木造とか古い建物がだいぶ含まれていると推測できるかと思えます。

また、建築年数につきましても古いものが多いことから、木造、防火造の古い建物が多いのではないかと言えます。

【平田会長】

他にいかかでしょうか。

【伊東委員】

足立区役所高齢福祉課の伊東でございます。

ちょっと質問というか、表の見方について教えていただきたいところと、意味を教えてくださいたいところがあります。

1の1のグラフなんですけれども、過去10年間の火災の死者のグラフなんですけれども、例えば平成19年であれば、火災による死者は114人、その下に住宅火災による死者が106人とありますが、106というのは114の内数ですか。

【事務局】

内数です。

【伊東委員】

この年に亡くなった方の114人のうち住宅火災によるものが106人であったということですね。ありがとうございます。

資料の2の身体状況別の移動に支障ありというのが2,942件ありますというのがありますが、これは例えばどのようなものがあるのか教えていただけますか。

【事務局】

単独で移動できないということで、足に不自由があるとか、ちょっと漠然とはしているのですが、車いすを使用しているとか、高齢者で、障害者手帳はお持ちではないですけれども、消防職員が見た中で、移動に支障があると見受けられる、ちょっと漠然とはしていますが、ご自分では移動できない方や支障があるということでございます。

【伊東委員】

自力で動くことが難しいだろうと思われる方ということですか。

【事務局】

そうですね。ご自分で移動できても相当時間がかかる。そういうことになります。

【伊東委員】

ありがとうございます。

【平田会長】

他にいかがでしょうか

【松丸委員】

東京電力の松丸でございます。

資料3の2のデータのところでお聞きしたいんですけども図の7のところで、出火箇所と出火原因の行がありますが、電気が起因で、原因となっているのはこのコードのところでだけでよろしいのでしょうか。

コードといえばトラッキングで出火したり、コードそのものが短絡して火がでたとか、古い扇風機が過熱して出火原因になることもあると思うんですけども、電気という観点でくくると、このコードだけになるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

【事務局】

図7の件に関しまして、コードだけかということなんですが、必ずしもコードだけではなく、例えばストーブですとかに関しましてはあくまでも場所と原因、一時的に一番最初に原因になったものとなっております、ストーブでも石油ストーブのように電気に全然関係ないものと電気ストーブが起因するものも含まれている電気が起因するものもあると考えていいと思います。

【松丸委員】

はいわかりました。

【平田会長】

他いなかでしょうか。

防火防災診断は私たちもデータを見させていただいたんですが、実際に暮らしていらっしゃる方々の特徴があまり出てこないというのがありまして、データでは赤字で違いが、例えば資料2を見ていただくと、赤字で特徴を書き出しているんですけども、そうとう多数のデータが揃っているわけです。

対象者が多いものですから、なるべく合理的に対策をしていきたい、つまり危険な方から、あるいは効果の上がりそうな方からやっていきたいと考えても、中々データに特徴が出てこないんですね。

じゃあ体調が悪い方が危険かということそうでもないんですね。

色んなライフスタイルがあって、中々わからないんですね。ここでは、赤字で一人暮らし世帯が特徴がみられるとか、入口を見つけてくださっているのも、より合理的にすごい人とお金をかけて対策を進めていくことになるので、これらが合理的にできるのは、赤字のところなんですけれども、相当多数のデータを見ても中々特徴が表れないというのがデータを見た私の感想です。皆さんのお暮しの家を想像していただきたいのですが、特に高齢者の場合は、皆さんのうちと結構違っていて、ものすごい古い電気器具とか、古いガスコンロを大事に使ってらっしゃって、中々替えないんですね。

皆さんお使いのエアコンとかも違いますし、器具そのものも違うんですね、そしてライフ

スタイルも違いますので、私たちの現代の標準的なイメージとはちょっと違う状況もあって、中々年収とかありませんのでお金をかけて買い替えるというのをしない方々というような気がします。

大学生が調査のために、木造密集地域の実際の危険度の高いお宅を訪問すると、ライフスタイルも違いますし、器具も違いました。ものがいっぱいあるんで避難経路もシンプルな特徴がありまして、でも中々ものを変えようとしません。なんで火災を起さないかという意識が高いんですね。

気を付けている寝たばこをしないようにしているとかそういうことで防いでいる。意識の問題。このデータの中には意識の高さというのが入ってきていないんですけども、もう一つ隠されたものとして意識というのがあります。

それらの様々な要因が絡んできているのでこのデータだけではないんですけども、どこの人から手をつけていくのか、消防職員の方もそうしたことには慣れていないので、一人暮らしの方はかなりガードが堅いんですね。そういった方を突破しなくてはならない現場のご苦労もあると思うので、特にどういう道から攻めていくかというのを皆さんと一緒に考える必要があって、なるべく合理的な道、効果の高い道を探るのが今回の目的かなと説明を受けて考えていることです。

皆様のお感じになっている、皆様の生活している住民としての気持ちがおわかりでしょうから、どういう方を先にやるべきか、対象者がすごく多いのでその中からどう選択していくのか、特に行政の方々の協力が無いとうまくいかないような気がします。

なにかありましたらぜひ、例えば住民の方もいらしてしますので、一人暮らしの方からやった方がいいよねとか、ありましたら是非お願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

【松尾委員】

民生児童委員の松尾です。

やっぱり私たちも日頃、高齢者の方を訪問している時に感じるのは、ものがたくさんある、ごみ屋敷までとはいかなくても結構ご自分では整理されているつもりのようですが、玄関先まで新聞とか、雑誌とか、衣類とかがたくさん詰まっていて、結構たくさんあるので、そういった方は火事が起きたら逃げるのが大変だし、燃えるもの早いだろうし、そういう心配があります。

でも、先ほど先生がおっしゃったように意識は高い、危ないんじゃないですかとお聞きしても火は気をつけているとかという風にはおっしゃいます。

実際にコンセントからの出火した場合はすぐに燃え移ってしまうんじゃないかと。そういう観点から高齢者の方で荷物の多い方が私は一番心配です。あと、お体の具合の悪い方、先ほどお話しがあったお体の不自由な方、移動はできるけれども困難な方、そういう方の行動も私の方から見ても危ないかなと感じます。

【平田会長】

ありがとうございました。

まさにその通りだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【牧野委員】

NPOで介護家族や孤立している高齢者の支援を行っています。

今日のご主旨はいかに火種を摘むのかということだと理解いたしました。

今回の連携先としては行政関連の機関がほとんど全てとお見受けしております。

ただ、わたくしどもの日常的な状況を見ていく中で、やはり認知症の初期の方々、そういうどこにもつながっていない方々の問題が非常に大きいと感じています。

最近、行政もアウトリーチを積極的に東京都の方もされていますけれども、やはり重要なのは地域の方々、民生委員の方々が大変忙しくいらっしゃると思いますので、いかに周りに住む方々が理解して、見守っていく地域環境を作っていくのも非常に大事なかなと思います。

特に、認知症の親御さんを抱えているような家族からは、鍋を焦がしてしまったとか、火を止めないで出て行ってしまったとか、そういったお話しは多々あります。

ただ、まだ認知症と診断できないとか、サービスを拒否するとか家の中に入れてもらえないとか、実にそういう悩みが多いわけです。

私どもの取組としては、初期の段階から、地域につながるようなカフェやサロンや集い場所ですね、推進されているそういう場所を地域の人と作るという取組をしているのですが、その中の啓発の問題で言いますと、特に認知症予防とか、震災予防、この辺はかなり住民に周知されていますけれども、今回の火災についてはちょっと漏れていたなと私自身も感じています。今、地域にはそういった場所がたくさんありますので防災診断というのはまさにアセスメントだなんて理解したんですが、そういうことをやっているのが市民には伝わっていなかったと思いますので、日常的にインフォーマルな支援の場所にも消防署、並びに福祉の関係の方も参加いただいて、ぜひ支援する地域の人たちへの啓発、あるいは、診断につながるようなつながりですね、まず名簿がなくても近所の老々のご家庭はどうやら認知症らしいとか、そういうことは近所の人気が気づいていらっしゃると思いますので、気付きをどこのつなげていくのか、最終的には包括さんなのかもしれませんが、そういう市民からのつながりのルートというのも大事な、という風に今日は感じさせていただきました。

【平田会長】

ありがとうございました。

ほんとに、防火にも防災にもつながる近所の福祉的なつながりを活用されるといいと思います。

特に日頃の見守りをしていると、対話だけでは防げるわけではないので、その場で、ちょっとしたことは改善してしまう方が、解決が早いですよね。

先ほどビデオで流れていたように、ちょっとしたコードの取替えというのはその場でやってしまった方が、本人たちの判断を待っているよりも、プロの人たちが一緒に行ってやっ

てしまう方が早いので、そういうことを推進していくのはした方がいいと思います。

ただ、相手を見つけるのは消防の方も大変苦労しておられるようなので、相手先に対してはみなさん大変いい意見を言って下さった気がしますので、名簿で一律こうするべきだとは思いますが、どちらかというと近所の方の認識を高めるというのも、カフェから入るといっても地域の高齢者、身体障害の方の居場所から入っていくというのも一つの手かもしれないですね。という風に思いました。

他にいかがでしょうか。

【三本木委員】

つい最近、地域の金土日で祭礼がありまして、町会役員をしているので、部長さんが祭礼のお手伝いに来てくださって、若い人と年配の人とが一緒になってごちそうづくりとかそういうものの中でも、この人ちょっとおかしなこと言ってない、とか何回も同じこと聞いてきているよね、とか凄く気がついたんですね。

やはり商売されてて一人でばりばり仕事をしているようなんですけども、説明したのにまた聞いてきたというのが多くなってきたということがあったんですね。そういうのを見ててどんどん変わってきているんだなとすごく感じました。

それとあと、町会の中を役員として入っていたりすると、お友達としてお話しをしても認知っぼくなっていたり、一人暮らしの方も多いんですけどもやはり、環境が去年と今年では変わってきていました。

やはり何気なく私と話をしている時は今までと変わりなく会話をするんですね。でもそれに、たまたま娘さんが来ていてお母さんは、私との会話は普通にしているようだけど、そこですでに違っているというのを、今のお母さんと違っているというお話しをされていました。

そういうところでも見守りというか、火災についてもほんとに細かい見守りというのやはりこの役だけで行くのではなく多くの方の情報交換というのが非常に大事なんだなと感じています。

地域でも役員会やる時は必ず民生委員の方も来ていただいて、一人ひとりにこの部ではどんな状況か、あなたはどう感じますか、という話合いは必ずしているんですね。何もありませんという方もいらっしゃるんですけども、色んな役員さんの中では、どこに気が付いたとかという意見もあるので、そういうところからも多くの方の見守りというのが必要かなと感じます。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

ご近所の見守りが非常に大事なような気がするんですけども、これらの糸口をうまくいかしていただいて、やっていく必要があるかと思います。

特に行政の方はいかがでしょうか。

名簿提供がちょっと困難そうなのですが、台東区の方はいかがでしょうか。

【川島委員（代理 寺内係長）】

現在名簿の方は作成しているところですが、これからどこまで提供できるかというのは非常にしなければいけないことだとは思いますが、できれば広くというところはあるんですが、中々対象者の方の同意ということもありますし、作る段階での約束事から広げていくのが今の課題かなと感じているところです。

【平田会長】

渋谷区はいかかでしょうか。

【飛田和委員】

渋谷区でございます。

避難行動要支援者名簿については毎年更新しております、もちろん消防署さんへの情報提供をしているところでございます。

この後、アンケートとかにも入ると思うんですが、各自治体によって、どなたを避難行動要支援者に行っているかというところで一律になっていないと思いますので、今回の取組の中で、一人暮らしの高齢者というようなデータが出ているようなんですが、この方が名簿に載っているかどうか必ずそうでない場合もあるかと思っておりますので、そういったところも踏まえて、情報提供できるかどうか以前に、その名簿が使えるのかどうかということのも大事かと思っておりますし、その辺も調査の中で決めていただければよろしいかなと思っております。

例えば渋谷区では身体障害者の2級以上という規定があり、他は要介護2以上というのがあって、この規定に該当しない高齢者は名簿に載っていない、そういった状況を今回は情報として説明させていただきました。

【平田会長】

ありがとうございました。

【山崎委員】

NHKの山崎と申します。災対策に基づきまして要援護者の名簿作りが行われていますけれども、その災対策の趣旨から考えましても東京消防庁が戸別訪問する時の提供に支障があるとはとても思いませんので、これは行政の内部での調整で、多分クリアできる問題がたくさんあると思いますので、ぜひこの取組の趣旨を各市区町村に理解していただいて、その名簿を有効に活用していただくことは必要かなという風に感じます。

それから二つ目は、この取組を知らない人がたくさんいるんですね。東京消防庁が各家庭を訪問して防火防災診断をして、防火や防災のアドバイスをしているんだということを知らない方がたくさんいますので、色んな機会を通じて、そういうことを周知していく必要があると思います。

最近、震災対策とか、防災に対する雨の降り方が変化して、地域でもって水害対策に取り組もうとか、東京都でも各区がそれぞれの地域でワークショップを開いたりしている機会が増えましたので、そういう自治会が集まっているような集まりにぜひ東京消防庁も出かけて行って、自治会長さんや、地域で防災や防火の問題を考えている人たちに、この取組

に対する理解を求めて、地域のコミュニティの中で、この取組が進むように、周知をしていくという活動も必要で、防火は防火だけでやっていこうとか、防犯は防犯だけでやっていこうとか、災害は災害だけでやっていこうとか、縦割で色んな取組が地域にありますけれども、受ける地域は一つですから、その地域の取組の中に消防の取組も含めて、全体的に地域の取組の中で位置づけてというような形で進めていくような方法もあるのではないかと思います。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

ぜひ行政の中で検討していただきたい、この趣旨を理解していただきたいという意見が出ていますので、ぜひ活用、私たちも名簿の活用に苦勞していますので、すごくわかります。

ぜひご協力いただきましたと思いますが、ただ行政の方としては中々住民の方の同意が得られないとできないという状況にあるのも理解しております。

この周知の方は今、山崎委員がおっしゃたようにぜひ進めた方がいいと思いますので、方策を考えていただけるようにと思います。

時間も少なくなってきましたので次に進んで、またご意見いただきましたんですけども、議事の3と4をまとめてご説明いただいてもよろしいでしょうか。

今後の方向性とアンケートの実施についてまとめてご説明をお願いします。

【事務局】

資料4をご覧ください。

今後の方向性についてです。総合的な防火防災診断は、全ての要配慮者に対して実施することが理想ですが、対象となる要配慮者の人数等を勘案すると、その全てに対して実施するのは困難な状況です。

そこで、要配慮者の中でも、防火防災上の観点から総合的な防火防災診断の実施が特に望まれる対象世帯を、これまでの総合的な防火防災診断の実施状況や、住宅火災による死者の発生状況の分析結果を踏まえ、的確に抽出し、総合的な防火防災診断の実施対象者や、診断方法、関係機関等との連携方法等を見直し、住宅火災による死者の低減に結びつく効果的な実施方策について検討する必要があります。

そこで今回の課題解決に向けた検討項目として事務局として3点あげさせていただきました。

- 1 点目は総合的な防火防災診断の実施方法について
 - 2 点目は避難行動要支援者名簿の提供・活用方策について
 - 3 点目は関係機関との連携方法について
- です。

まず1点目は、診断の実施方法として総合的な防火防災診断の実施結果や住宅火災による死者の現状に基づき、優先的に診断を実施する対象者の絞込みの検討や、住居内の立入りを前提とした効果的な実施方策に、現在の消防署からのアプローチだけではない、総合的な

防火防災診断につながる新たな仕組みづくりについて検討を実施したいと思います。

2点目としては避難行動要支援者名簿等の提供・活用方策についてですが、現状を踏まえた支援者名簿の未提供区市町村・作成中の区市町村に対する情報提供の働きかけや、情報提供が出来ない区市町村に対して、支援者名簿に代わる抽出・連絡方法、町会等、関係機関が保有する情報の活用方法について検討を実施したいと思います。

3点目として、診断実施後の継続した見守り体制の検討など関係機関との連携方法について検討を実施したいと思います。

検討方法については、第1回会議終了後、より詳細な現状把握を実施するため、各消防署へ「総合的な防火防災診断」に関するアンケートを実施したいと考えております。

また各区市町村へ避難行動要支援者名簿等の整備、活用状況に関するアンケートを実施したいと考えております。第2回では、アンケート結果などの現状を踏まえ、具現化に向けた対策の検討を行いたいと考えております。

今年度中に対策の具現化に向けた中間まとめを行い、来年度は対策の具現化に向け、各消防署へヒアリングや試行を実施したいと考えております。

スケジュールについては下段のとおりです。

今年度中は3回、来年度も3回、計6回の会議を予定しております。来年度末に最終の報告書をまとめたいと考えております。今後の方向性については以上となります。

つづいて資料5-1をご覧ください。総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート(案)です。

検討方法でもご説明したとおり、より詳細な現状把握を実施するため、各消防署へアンケートを実施したいと考えております。

内容は総合的な防火防災診断に関するもので大きく6項目についてアンケートを実施します。

- 1、関係機関との連携について
- 2、対象者の抽出方法について
- 3、スケジュール調整について
- 4、住居内への立入りに関すること
- 5、診断方法について
- 6、継続した指導について

となっております。アンケートの対象は、現場で関係機関との調整や診断の実施に直接関わっている職員に実施し、各項目において各署が優先して実施している方法、問題点や課題についての設問としております。

つづいて2枚おめくりいただいて、資料5-2をご覧ください。

こちらは避難行動要支援者名簿の活用に関するアンケートについて(案)です。

内容は、避難行動要支援者名簿の整備状況や、その他の名簿等について、また、名簿等を提供するための問題点や課題についてのアンケートを実施します。

アンケートの対象は、各区市町村で避難行動要支援者名簿を主管する部署への実施を考えています。

アンケートの実施（案）については以上です。

今後の方向性、アンケートの実施案については以上になります。

【平田会長】

それでは皆様から、ご意見ご質問をお願いいたします。

【山崎委員】

対象者が多く、効果をあげていくのは大変だと思うんですが、ちょっと伺いたいんですが、これは消防職員だけでやるんですか。消防団とかには協力を求めて進めていこうといったお考えはあるのでしょうか。

【事務局】

現在のところは、総合的な防火防災診断は消防職員が主体となっております。連携の中に消防団員の方にもお手伝いいただいているところもございますが、現在のメインは消防職員と考えてください。

【山崎委員】

効果をあげていくには消防団のみなさんも地域の予防活動をやっておられますよね。消防団のみなさんにも取組に参加していただくには検討課題としていかがでしょうか。

【事務局】

わかりました。

【山崎委員】

ぜひその視点も考えていただきたいと考えております。

【平田会長】

他にいかかでしょうか

【松丸委員】

対象者について教えていただきたいんですけども、消防職員用というのは東京消防庁の全消防署でよろしいですか。

【事務局】

81消防署です

【松丸委員】

区市町村用はこれも全ての区市町村が対象となるのですか

【事務局】

区市町村は稲城市、島しょ地域も除いた52区市町村で実施予定です。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

名簿が困難な状況にありますので、消防団員の方か、地域の方の参画を求めて地道に始めるという考えもいれていただくのかなど、皆様の考えを聞いて思うんですけども、他の有

効な道があれば教えていただきたいと思います。

【伊東委員】

足立区の高齢福祉課長伊東でございます。これは何の裏付けもない話なんですけれども、感覚的な話で、高齢者の方の生活、何か火災を起しそうな人みたいところで考えてみた時に、生活が乱れている方、生活の意識が高くない方がそういう火災を起す危険性が高いんじゃないかなという感覚が私の中にありまして、今回、火災の発生した出火場所と原因、居室でストーブ、居室でたばこが多い傾向になっているので、先ほど会長がおっしゃっていたように意識が高い方はそういったところにも配慮して火災を起すリスクをその方自身もみ消していくんだと思いますが、この方々がみんな意識が低いというわけではないんですが、何の裏付けもないんですけれども、気が抜けてしまうところがあるのではないかなと私の中で思います。

日常業務の中で見ていて、段々生活が乱れてくるような方、傾向がどこにでてくるのか、実は私どもの課では高齢者の虐待問題も抱えているものですから、高齢者の方、セルフネグレクトで段々生活が乱れていく過程ですとか始まりを見ているんですけれども、お金の使い方が乱れている、お金の定期的な支払が乱れてくるような部分がある傾向が、感覚的な部分ですが、家賃を滞納するとか、公共料金を滞納するとか、そういったところの意識が段々低くなっている方が家の中にもものを集めてきたり、ものがあふれるとかそういったことにつながっていくことが多いような気がします。

これはハードルがあって難しい部分もあって例えば一人暮らしの高齢者の方、一人暮らしの方で賃貸の方がどれぐらいいて、家賃を滞納してそうな、どうやって調べるかは別ですけども、公共料金を滞納している方がいるのかどうか、そういった方からアプローチしていくって手もあるのではないかと思います。これは避難行動要支援者名簿からはわからない、今回、東京電力、東京ガスの方もいらっしゃっていますが、公共料金の滞納者の方からあたっていくといったアプローチもあるのではないかと思います。以上です。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

滞納料金であなたを選びましたというのはちょっと難しい気はしますが実際はきっとそうなのでしょうね。おっしゃっている意図はよくわかります。

相手がどう思うかも考えなければいけないと思うので中々難しい気もします。

【伊東委員】

実際に滞納しているといったデータを出すというのは現実的ではないというのはもちろんなんですけれども、福祉関係者の方とかが訪問してみて、明らかに生活が乱れているな、ということと、滞納状況がマッチングできるとして、相関関係が明らかになるということであれば、そういった面からピックアップしていくのもありなんじゃないかなと思います。

【平田会長】

貴重なご意見ありがとうございました。

そういうデータも見た方がいいんだと思いますが、ご本人には言えない、分析の途中でそういうデータも見て、データの連結も必要かと思います。

他にいかがでしょうか。

区市町村の方には名簿の活用状況について伺うということで、趣旨が一貫しているんですけども、消防職員の方が最前線でどのように考えてらっしゃるか千差万別だと思うんですね、消防職員になられた方も住民と対話することを目指していたかどうかわからないところがありまして、実際どういった困難があるかどうかこの調査で聞いていこうとされてると思うんです。

対話ができるのか、実際訪れてみるとこんな困難がありますよ、とか、そういうものが今回の調査で皆様に披露されると思いますので、ぜひ結果を待っていただきたいんですけども、最前線で感じていることはこの議論とも違うかもしれないということもあります。

今なら調査項目に変更も加えられますのでぜひお気づきの点、こういった事も聞いたらいいんじゃないかということもお願いしたいと思います。

【塩川委員】

ケアマネージャーの塩川です。

私どもが仕事をしていて、高齢者のお宅に入るときに、マナーとか、表現とか、プライバシーとか非常に気を付けて、初回に入る時とかは対応しているんですけども、そういったところの配慮とかは、必要かなというか、アンケートにもしそういった項目が、消防署の方も意識されていると思うんですが初めて入るときにそういったところの心構えというのも非常に大事かと思いますので、もしアンケートで気付きが得られればなと思います。

【平田会長】

他にはいかがでしょうか

【下川委員】

東京都高齢社会対策部在宅支援課長の下川と申します。よろしく申し上げます。

大変貴重なご議論を聞かせていただいて私自身勉強をさせていただいています。

アンケートの内容ということではないのですが、区市町村の皆様にアンケートをする際にぜひ総合的な防火防災診断の取組に対する概要ですとか、取組いただいている今回の資料1ですとか関連の部分について同封していただくですとか、この事業の理解を、知っていただくというのも含めてアンケートの中でやっていただくと名簿の提供といったところも含めて行政の中でも検討していただけるきっかけとなりえるかな、と感じたところです。

あとはどういった方々を、といった切り口を個別に絞り込んでいくといった作業は難しい作業になってるのかなと思ひまして、それでも必要なことだと思うんですが、それと並行して、今、皆様からご意見いただきまして、地域の中で気付いていただける方、この事業と連携をとる、連携先の方々に知っていただくというのも重要なのかなと、そういったところから出てきた意見というのも消防さんの方でキャッチできるかという、連携方法の一つポ

イントを置かれるというのもいいのではないかと感じたところです。

【平田会長】

他にご意見有りますでしょうか

【花澤委員】

東京ガスの花澤と申します。よろしく申し上げます。

今後の方向性について資料を拝見させていただきましたが、全くこのとおりなんだなあと思います。

ちょっと東京ガスといった立場で一言二言申し上げますと。ご存じのとおり東京ガスのエリアは年間350万件のお客様を対象にガスを安全につかっていたいただくための巡回点検をさせていただいているということになります。

その中で気付きますのが、ここに該当する要配慮者以外の若い方がガスの臭いを知らないとか、お部屋の中でガス器具を使っているのに換気扇を使わないとか、いわゆるご年配の方であればご存じのガスに関する危険性を知らないなというのが非常に多いなあという感触がございます。

今回の対策を望まれる対象世帯に関して集中的にやって行きましょうというのは、現在の火災事故を無くしていく上では非常に大事なことだとは思いますが、ぜひそこからもれた方々、今後高齢者に向かっていく方々に対してこの協議会の結果ではないのかもしれませんが、ぜひ周知、啓蒙を合わせて検討いただくと広く対策が練れるのではないかと思いますので一言申させていただきました。

ありがとうございました。

【平田会長】

若い方々、教育の場面でも変えていく必要もあると思いますので今回の総合的な防火防災診断プラス教育、火災予防教育の充実の面もお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。

【衛藤委員】

日本ガス石油工業会の衛藤と申します。

今日、色々なものを拝見させていただきました、住宅の防火防災診断の中で活動の大変さをよく理解させていただきました。

私どもも昨年度から秋の火災予防運動週間、今年から春の火災予防運動週間に私ども工業会で作成しましたチラシ、パンフレットと一緒に配らせていただいている状況です。

今日まで現場のことをわからずにチラシなどをお願いしてまいりましたが、今後ともご指導いただければなと思います。

私どもの担当している製品で、ガスコンロ、石油ストーブといったところが中心です。特にガスコンロに関しましては、ここ数年の動きを見ていますと、皆様ご承知のとおりS Iセンサー付きコンロという全口にセンサーのついた製品が、2008年から法制化されてから火災件数がどんどん落ちてきたんですが、ここのところ下げ止まりです。

下げ止まっている原因というのはS Iセンサーで防げた天ぷら油火災が減ってきてはいるんですけども、それ以外の火災が減っていない、例えば、東京消防庁の調査にも出ていますけれども、ガスコンロ周辺に可燃物を置いていて、うっかり火をつけた時に可燃物から火災につながる、グリルの中に油がたまっていて火災につながるといった状況にあります。

東京の管内ではございませんけれども、最近では犬が火をつけたですとか、猫が火をつけたですとか思いもよらぬことが起きています。

犬はお手をするんですが、大きい犬ですとうっかりスイッチを入れてしまった、猫が飛び降りるときに足をふれて火がついてしまった、それによってたまたまコンロの周りに可燃物を置いてあって火がついた。といった状況にあります。事故の要因は色々あるかと思いますが、こういった住宅防火防災診断、年間7,000件から10,000万件といった大変な件数でございますのでそれをより効果的な診断になるようなツールですとか、チラシを私どももできることがあればぜひやっていきたいと思っていますので、引き続きご指導いただけたらと思います。以上でございます。

【平田会長】

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【藁谷委員】

大田区地域包括支援センター大森の藁谷と申します。

私は実際に、署の方で防火防災診断に消防職員の方と訪問させていただきました。

このことがありましたのでご報告させていただきます。

こういったところが改善されたということは消防署の方が一番よくご存じです。

私が一番感じたのはご一緒することで職員の意識が変わりました。

なぜかといいますと、今まで、介護の現場、福祉の現場というのは、ご本人がいかに生活をしていくか、お買い物ができない、お困りですねとか、家が汚くなってきている掃除はどうしましょうとか、ごみは捨てられていますか、とかそういったものに目が向きやすい、もちろん火事が起きやすいな、とは頭では思っている、優先順位がどうしてもご本人のお体の状態ですとか、病院にいきませんかとか、そういったことに目が向きやすかった、でもそういったアセスメントの項目の中に、ご一緒することで、火災や防災、そういったものが職員の中に気がつくようになってきました。ですので、この経験を私たちはやはりケアマネージャーさん達とか、地域のシニアクラブの方たち、町会の方たちにどんどん広げていき、町からは私たちご相談で、あの方もの忘れがでてきたので心配です、というご連絡が多かったりするんですけども、その中であの方火事が心配だから災害の時に大丈夫かしらといった相談が町からどんどんくるような街にしていきたいなと思って、大森消防署の方たちともご一緒させていただいている最中であります。

それもあって、私の方こちらの会議に今日から参加をさせていただくことになりましたので、実際にご一緒させていただいて気が付いたことをお話しさせていただきました。

【平田会長】

他にはいかがでしょうか。

たくさんの貴重な意見ありがとうございました。

一つ一つ参考にしていただいて、調査結果を楽しみに待ちたいと思います。

新たな戦略も必要かなと思いますので、名簿にあたって玉砕してしまうかもしれないので、どのような効果的な戦略がとれるかはこの後の担当部署の方々の検討に期待したいと思いますのでこれでよろしいでしょうか。

それでは事務局へお戻しします。

【事務局】

長時間にわたり、ご意見をありがとうございました。

事務局より、次回開催予定等についてご連絡いたします。

本日の協議会の議事録を作成し、後日各委員の皆様にお送りしますので、ご確認をお願いいたします。ご確認いただいた議事録は、当庁 HP で公開する予定でございますので、あらかじめご了承ください。

次回予定は会議中の「今後の方向性」の中でもありましたとおり、12月を予定しております。日程につきましては、決定次第各委員の皆様にお知らせいたします。

また、本日の協議会の内容につきまして、何かご意見・ご要望がございましたら、会議の場に限らず、いつでも事務局にご連絡をお願いいたします。

本日は長時間にわたり、ご意見をありがとうございました。